

第 7 期

厚岸町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度

やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり



平成 30 年 3 月
厚岸町

はじめに

厚岸町では、「第5期厚岸町総合計画」に掲げたまちの将来像『共生・躍動・協働～暮らしに豊かさ実感できるまち～』を実現するため、「やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり」を保健・医療・福祉分野における基本目標として、厚岸町保健福祉総合センターあみか21を拠点に、保健医療・福祉サービスの確保、将来にわたって安定した介護保険制度の確立などに向け、各種事業に取り組んでいます。

介護保険制度については、平成17年度に介護予防重視型のシステムに転換されたほか、地域密着型サービスなどが導入され、当町においても高齢者の介護予防や健康づくりなどに関する施策の強化を図ってまいりました。

この度の介護保険制度改正においては、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、地域の社会資源発掘やネットワーク化、認知症高齢者への支援体制の構築、在宅医療と介護の連携推進などが求められており、当町においてもこれらの取組を着実に推進し、地域で高齢者を支える社会を実現するに当たり、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とする「第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中心的役割を担い、今後も介護保険サービス、医療保険サービス、住民主体のサービス、セルフケアなど、多種多様な資源を連動して高齢者を支えていけるようなまちづくりの推進を図ることとしています。

今後も、高齢者が個人として尊重されながら、住み慣れた地域で安心して生活を送るための施策を展開してまいりますので、町民の皆様並びに関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なご尽力をいただきました厚岸町保健・医療福祉総合サービス調整推進委員会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位並びに貴重なご意見をいただきました町民の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成30年3月

厚岸町長 若 狹 靖

目 次

第1章 総論	1
第1節 厚岸町の概要	3
第2節 計画策定のための背景と趣旨	4
1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間と達成状況の点検及び評価	6
4. 計画の策定体制	7
5. 日常生活圏域の設定について	8
第3節 国の動き・制度改正の主な内容について	9
法令・制度改正・国の動き	9
第4節 高齢者を取り巻く状況	10
1. 人口・世帯等の状況	10
(1) 人口構造	10
(2) 世帯の状況	12
(3) 被保険者と要介護認定の状況	13
2. 高齢者の将来推計（目標年度における人口推計）	15
(1) 計画期間における人口推計	15
第5節 計画の基本的な目標と重点方針	17
1. 計画推進のための基本方針	17
(1) 基本的な目標	17
(2) 施策体系について	19
2. 計画推進のための重点方針と施策の展開	20
第2章 各論	23
第1節 重点方針への取組	25
1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	25
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備及び充実	25
(2) 健康づくり事業の推進	30
2. 地域包括ケアの推進	32
(1) 地域包括支援センター事業の推進	32
(2) 地域包括ケアシステムの確立・推進	34
(3) 地域支え合い体制の推進	35
(4) 在宅生活を支えるサービスの推進	37
(5) 認知症高齢者などへの支援	42
(6) 見守りサービスなどの生活支援の推進	46
(7) 高齢者の権利擁護のための取組	47
(8) 在宅医療と介護の連携	49
3. 介護サービスの基盤整備と質的向上	50
(1) 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実	50
(2) 高齢者が住みやすい居住環境への取組	51
(3) 人材養成研修の推進、従事者の資質向上	51

(4) 介護保険サービスの質の向上と確保	52
(5) 介護給付等に要する費用の適正化への取組	54
4. 高齢者の積極的な社会参加の推進	55
(1) 生きがいつくりの推進	55
第2節 介護保険の事業費の見込み	57
1. 介護保険の財源	57
(1) 介護保険の財源内訳	57
(2) 地域支援事業の財源内訳	57
2. 介護保険サービス量の見込み	59
(1) 居宅サービス量の見込み	59
(2) 地域密着型サービス量の見込み	73
(3) 施設サービス量の見込み	78
(4) 必要利用定員総数	80
3. 介護保険サービス事業費の見込み	81
(1) 標準給付費の見込み	81
(2) 地域支援事業費の見込み	84
4. 第1号被保険者の介護保険料	85
(1) 第1号被保険者の保険料算定までのながれ	85
(2) 保険料収納必要額の算定	86
(3) 第7期介護保険料（保険料基準月額）	86
(4) 所得段階別の介護保険料	87
(5) 厚岸町・北海道・全国における保険料基準額（第1号被保険者分）の推移 ..	88
第3節 計画の推進について	89
1. 計画推進への取組及び推進に必要な事項	89
(1) 計画推進に向けた全体の取組	89
(2) 情報周知と住民ニーズの把握	89
(3) 計画の推進管理と点検・評価	89
資 料 編	91

第 1 章 総論

- 第 1 節 厚岸町の概要
- 第 2 節 計画策定のための背景と趣旨
- 第 3 節 国の動き・制度改正の主な内容について
- 第 4 節 高齢者を取り巻く状況
- 第 5 節 計画の基本的な目標と重点方針

第 1 章 総論

第 1 節 厚岸町の概要

厚岸町は、北海道の東南部、釧路市より 48km 東方に位置し、厚岸湾・湖を抱いて太平洋側に面し、穏やかな湖沼、湿原、緑豊かな山野に加えて、先住民族の史跡や文化財などの恵まれた自然を有し、海の幸に恵まれた風光明媚な地として発展してきました。

明治 12 年に厚岸郡役所が設置され、明治 33 年には町政を施行し、昭和 30 年には太田村の一部を合併し、現在に至っています。

人口は、昭和 35 年の 20,185 人をピークに、昭和 30 年代後半の国のエネルギー政策の転換による上尾幌地区の炭坑閉山、昭和 40 年代後半にはニシンの群来が皆無となり、地場産業が衰退し、更に、昭和 50 年代前半の北洋漁業 200 海里規制による地元経済の低迷や都市部への人口流出などの要因により、平成 29 年 9 月末には 9,576 人となっております。65 歳以上の高齢者は 3,260 人で、高齢化率は 34.01 %となっております。

医療は、町立厚岸病院が中心となり、地域の医療機関との連携のもと発展し、また、24 時間の救急医療体制を確保し、一般病床数 55 床と平成 24 年度より病院内に介護老人保健施設 23 床を併設し、地域の中核的医療機関として浜中町を含む診療圏で幅広い地域医療を展開しています。

また、厚岸町では昭和 56 年に特別養護老人ホーム心和園を開設、平成 3 年に在宅老人デイサービスセンター、平成 9 年にショートステイを併設し運営してきました。平成 26 年 4 月 1 日からは、厚岸町から社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会へ管理業務が変更（指定管理者）となっております。

平成 12 年に「厚岸町保健福祉総合センターあみか 21」を開設し、あらゆる世代の交流、心と身体の健全育成を目指す拠点施設として、町民の健康づくりと地域福祉の支援機能を備え、一元的なサービス提供体制で事業を展開しています。

「第 5 期厚岸町総合計画」では、「共生・躍動・協働 暮らしに豊かさ実感できるまち」を将来像とするまちづくりの戦略プログラム「やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり」を基本に、健やかな笑顔あふれるきずなの形成を目指して福祉のまちづくりを進めています。



第1章 総論

第2節 計画策定のための背景と趣旨

1. 計画策定の趣旨

介護保険制度の創設から18年が経過しました。サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、全国で約500万人に達しています。介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

一方、平成37(2025)年にはいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となり、平成52(2040)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、わが国の高齢化は、今後、一段と進行し、医療や介護の需要も増大すると考えられています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」ができるようにするため、「地域包括ケアシステム」の構築が急がれています。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となります。国はこれを、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる平成37(2025)年までに構築することを自治体等に求めています。

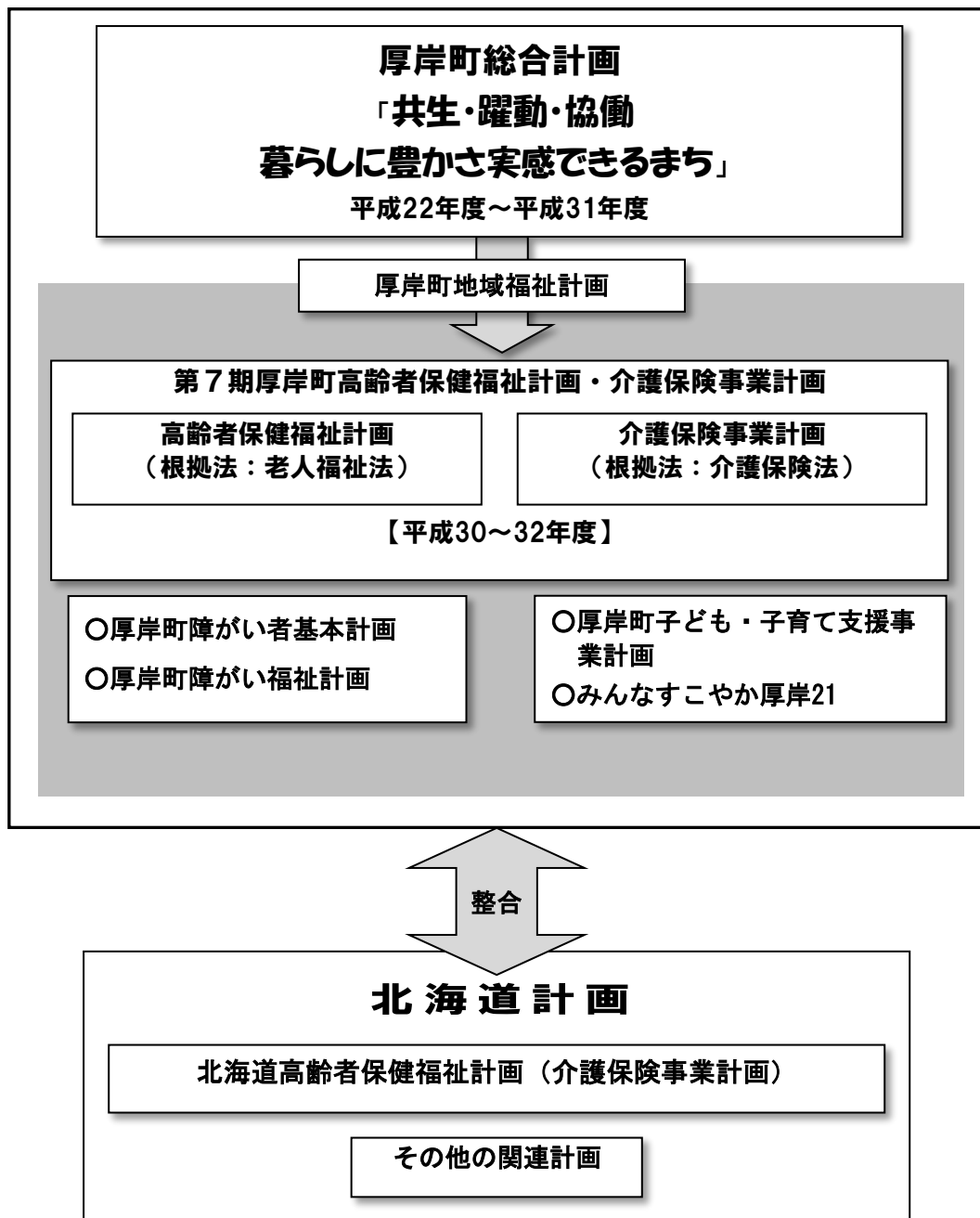
厚岸町では、平成28年(9月末現在)に高齢化率が32.8%となっており、同時期のわが国の高齢化率27.3%よりも、高い水準となっています。平成29年1月1日現在、北海道の高齢化率29.7%と比べても高い水準であり、その後も、高齢化率は増加傾向にあります。厚岸町では、平成29年4月から、多様な主体による介護予防と生活支援サービスの充実で、地域の支え合いの体制づくりや要支援者などに対する、効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)」を始めています。

厚岸町では、平成37(2025)年度を見据えた中長期的な視野で、第6期計画から取り組んできた施策を引き続き推進するとともに、これまでの実績や課題を踏まえ、厚岸町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、『第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定するもので、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定します。

また、厚岸町の総合計画及び関連する計画と整合性を図るとともに、北海道において策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び他の計画との連携に留意しつつ策定するものです。



第1章 総論

3. 計画の期間と達成状況の点検及び評価

介護保険法第116条の基本指針に基づき、平成30年度から平成32年度までの3年を計画期間とします。

策定に当たっては、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が増加する平成37（2025）年度までに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを段階的に構築することを目標とし、本計画におけるめざすべき姿を明らかにしながら、取組を進めていきます。

また、本計画の見直しについては、介護保険給付の費用の実績や介護予防事業の実施状況、地域における社会資源の整備状況などを踏まえ、平成32年度中に行うこととします。

			計画期間（年度）								
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
										後 団 期 塊 高 の 齢 世 者 代 に が	
平成37（2025）年を見据えた高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定											
第6期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第7期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画								
						次期計画					

更に、この計画の進捗状況を常に把握し、その点検・評価を行い、計画の推進に当たっては、社会情勢の変化などにも適切に対応し、施策の優先度や緊急性などを総合的に勘案しながら推進していくことに努めていきます。

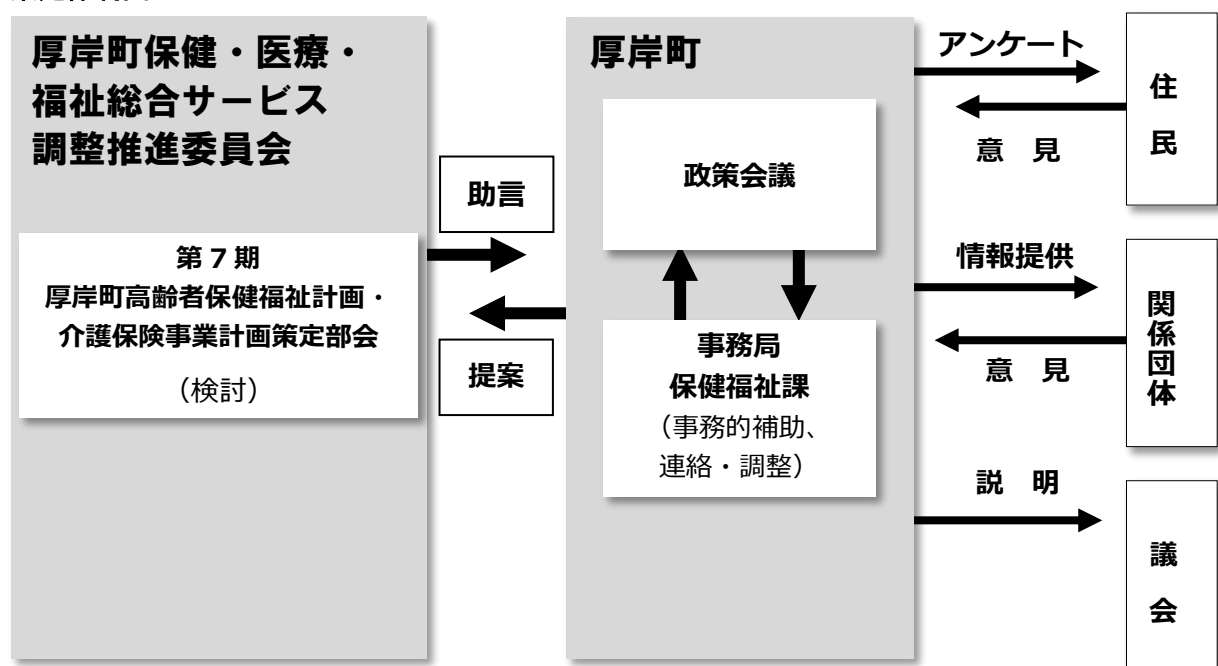
4. 計画の策定体制

厚岸町においては、保健・医療・福祉のあり方や高齢者などが地域で快適な生活を営むことのできるやさしいまちづくりの施策等の検討を行うため、「厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会」を設置しています。

より専門的に議論を行うため、この委員会では、学識経験者や各保健福祉関係者等を委員とし「第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会」を設置して計画の策定を行いました。

また、保健・医療・福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、厚岸町政策会議により、全庁的な体制のもとに計画の策定を行いました。

《策定体制図》



5. 日常生活圏域の設定について

高齢者の生活を支える基盤は「住まい」を中心に、保健・医療・福祉関係のサービス施設や、その他公共施設、交通機関、加えて地域に暮らす人々の見守りといった地域資源をつなぐ人的なネットワークが重要な要素となります。

こうした地域の様々なサービスや主体が連携し、地域の高齢者の暮らしを支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

行政区、住民の生活形態、地域づくり単位等の地域性を踏まえ、厚岸町全域を1つの日常生活圏域として設定し、高齢者支援の充実を図ります。

①サービス事業所の状況

サービス事業所は、湖北地区において「居宅介護支援事業所」2か所、「訪問介護事業所」2か所、「通所介護事業所」2か所、「通所リハビリテーション事業所」1か所、「訪問リハビリテーション事業所」2か所、「短期入所生活介護事業所」1か所、「短期入所療養介護事業所」1か所、「訪問看護事業所」1か所、「訪問入浴介護事業所」1か所があります。

湖南地区には「居宅介護支援事業所」1か所と「訪問介護事業所」1か所のみとなっており、サービス事業所は主に湖北地区に集中している状況となっています。

施設系サービスはすべて湖北地区にありますが、通所系のサービスでは事業所の車両で送迎を行っており、町内全域で同一のサービス提供を行える状況にあります。

②新規開設事業所の状況

これまでの事業は継続しますが、新たに展開する事業や開設する事業所はない予定です。



第3節 国の動き・制度改正の主な内容について

法令・制度改正・国の動き

○地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 自立支援や介護予防、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 【平成 30 年 4 月施行】 ・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援や介護予防・重度化防止に向けて取り組むし くみの制度化 ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定計画に介護予防・ 重度化防止等の取組内容と目標を記載 ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与の規定の 整備など
(2) 医療・介護の連携の推進【平成 30 年 8 月施行】 ・新たな介護保険施設「介護医療院」を創設し、長期療養のための医療と日常生活上の介 護を一体的に提供（日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と、生活施設とを 兼ね備えたもの） ・介護療養病床（現行）の経過措置期間は 6 年間延長（平成 29 年度末→平成 35 年度末） ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供、その他 の支援の規定を整備
(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等【平成 30 年 8 月施行】 ・地域住民と行政との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の上位計画として共通 事項を定めた、地域福祉計画策定の努力義務 ・介護保険と障がい福祉サービスに新たに、共生型サービスを位置づけ

○介護保険制度の持続可能性の確保

(1) 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し【平成 30 年 8 月施行】 ・2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とする。 （参考）3 割負担：単身世帯で年金収入のみの場合 344 万円以上 2 割負担：単身世帯で年金収入のみの場合 280 万円以上 3 割負担：夫婦世帯で年金収入＋その他合計所得金額の場合 463 万円以上
(2) 介護納付金への総報酬割の導入【平成 29 年 8 月より段階的に実施】 ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64 歳の保険料）について、被用者保険間で は『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

第1章 総論

第4節 高齢者を取り巻く状況

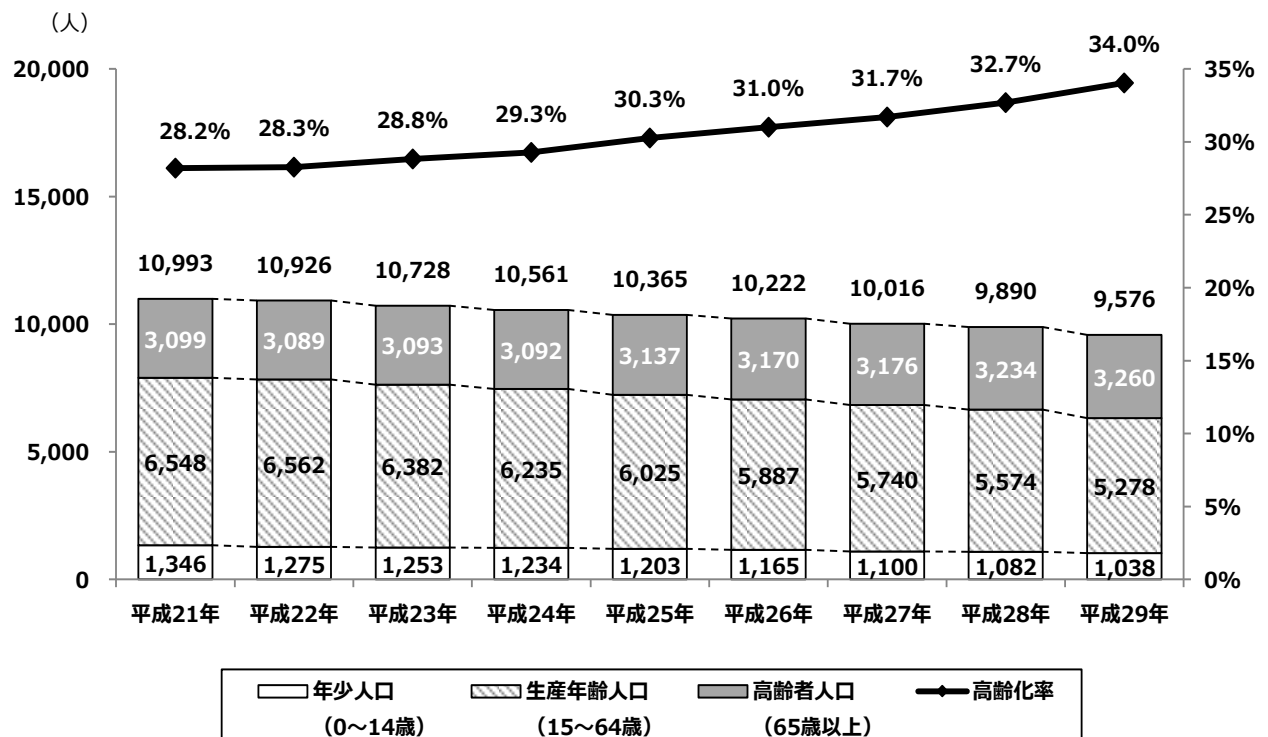
1. 人口・世帯等の状況

(1) 人口構造

○総人口の推移

厚岸町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成21年（10,993人）から平成29年（9,576人）の9年間で約12.9%（1,417人）の減少となっています。年齢構造別にみると、高齢者人口は平成25年から増加していますが、生産年齢人口及び年少人口は年々減少しています。生産年齢人口及び年少人口の減少が大きいいため、結果として高齢化率は上昇しています。

総人口の推移



(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	10,993	10,926	10,728	10,561	10,365	10,222	10,016	9,890	9,576
年少人口 (0～14歳)	1,346 (12.2%)	1,275 (11.7%)	1,253 (11.7%)	1,234 (11.7%)	1,203 (11.6%)	1,165 (11.4%)	1,100 (11.0%)	1,082 (10.9%)	1,038 (10.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	6,548 (59.6%)	6,562 (60.1%)	6,382 (59.5%)	6,235 (59.0%)	6,025 (58.1%)	5,887 (57.6%)	5,740 (57.3%)	5,574 (56.4%)	5,278 (55.1%)
高齢者人口 (65歳以上)	3,099 (28.2%)	3,089 (28.3%)	3,093 (28.8%)	3,092 (29.3%)	3,137 (30.3%)	3,170 (31.0%)	3,176 (31.7%)	3,234 (32.7%)	3,260 (34.0%)

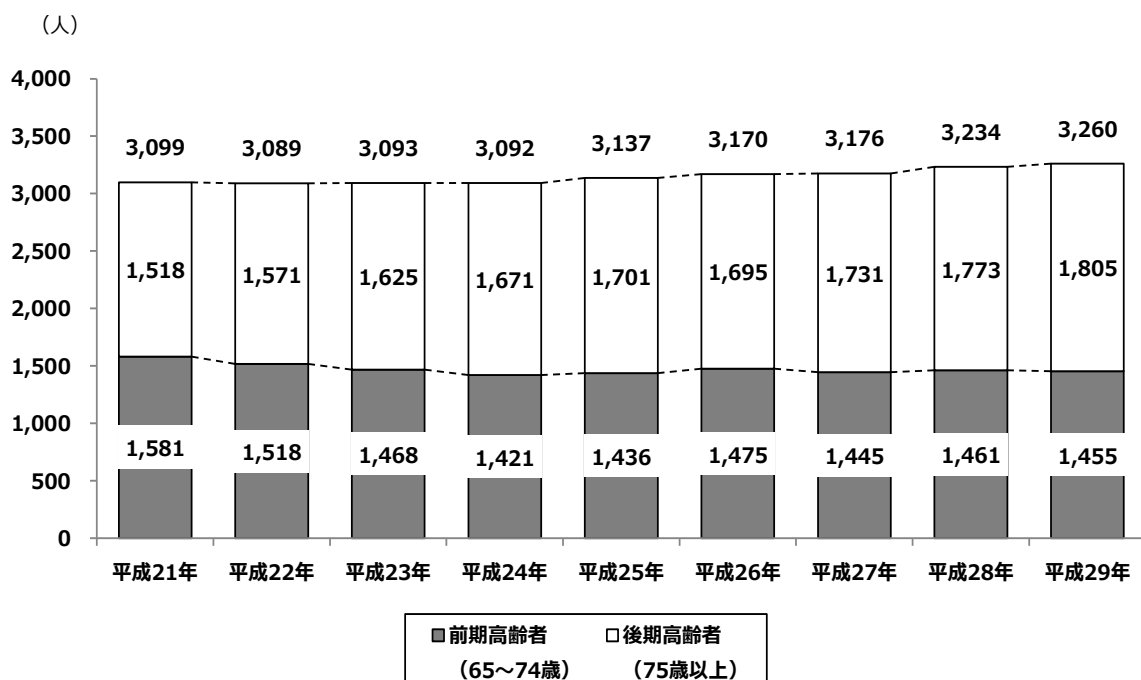
* () 内は総人口に占める割合

資料：住民基本台帳（各年9月末日）

○高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74 歳）は増減を繰り返しており、後期高齢者（75 歳以上）は増加傾向にあります。平成 29 年の総人口に占める後期高齢者の割合は 18.8%となっています。

高齢者人口の推移



(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	10,993	10,926	10,728	10,561	10,365	10,222	10,016	9,890	9,576
高齢者人口	3,099	3,089	3,093	3,092	3,137	3,170	3,176	3,234	3,260
	(28.2%)	(28.3%)	(28.8%)	(29.3%)	(30.3%)	(31.0%)	(31.7%)	(32.7%)	(34.0%)
前期高齢者 (65～74歳)	1,581	1,518	1,468	1,421	1,436	1,475	1,445	1,461	1,455
	(14.4%)	(13.9%)	(13.7%)	(13.5%)	(13.9%)	(14.4%)	(14.4%)	(14.8%)	(15.2%)
後期高齢者 (75歳以上)	1,518	1,571	1,625	1,671	1,701	1,695	1,731	1,773	1,805
	(13.8%)	(14.4%)	(15.1%)	(15.8%)	(16.4%)	(16.6%)	(17.3%)	(17.9%)	(18.8%)

* () 内は総人口に占める割合

資料：住民基本台帳（各年9月末日）

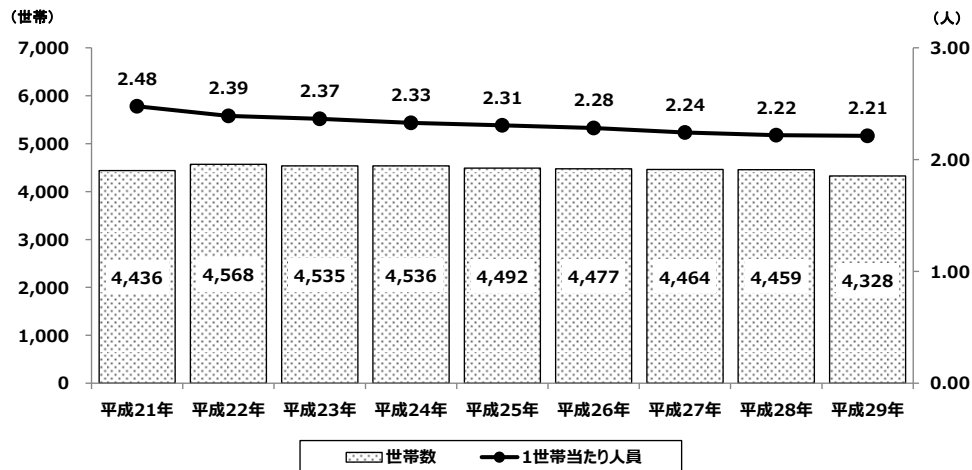
第1章 総論

(2) 世帯の状況

世帯数は、平成29年9月末現在で4,328世帯となっており、平成21年から平成29年までの9年間で、108世帯減少しています。

一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成21年の2.48人から平成29年には、2.21人となっています。核家族化の進行やひとり暮らしの増加がうかがえます。

世帯数と1世帯当たり人員の推移



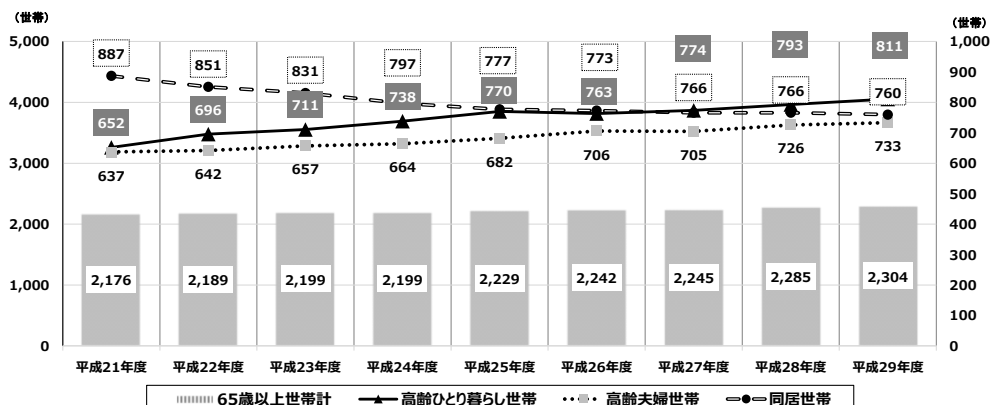
資料：住民基本台帳（各年9月末日）

○高齢者のいる一般世帯の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯は増加しています。平成29年度は2,304世帯となり、全世帯数に占める割合は53.2%と高くなっています。特に、「高齢ひとり暮らし世帯」は、同割合の約19%と高い傾向となっています。

高齢者のいる世帯を構成別にみると、「同居世帯」の構成比率が緩やかに減少しているのに対し、「高齢ひとり暮らし世帯」と「高齢夫婦世帯」の構成比率が少しずつ増加し、平成27年度からは、「高齢ひとり暮らし世帯」が比率として一番高くなっています。

高齢者（65歳以上）のいる世帯の変化



(単位：世帯)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
65歳以上世帯計	2,176	2,189	2,199	2,199	2,229	2,242	2,245	2,285	2,304
高齢ひとり暮らし世帯	637	642	657	664	682	706	705	726	733
高齢夫婦世帯	652	696	711	738	770	763	774	793	811
同居世帯	887	851	831	797	777	773	766	766	760

資料：高齢者人口の状況調（各年9月末現在）

(3) 被保険者と要介護認定の状況

○被保険者数の推移

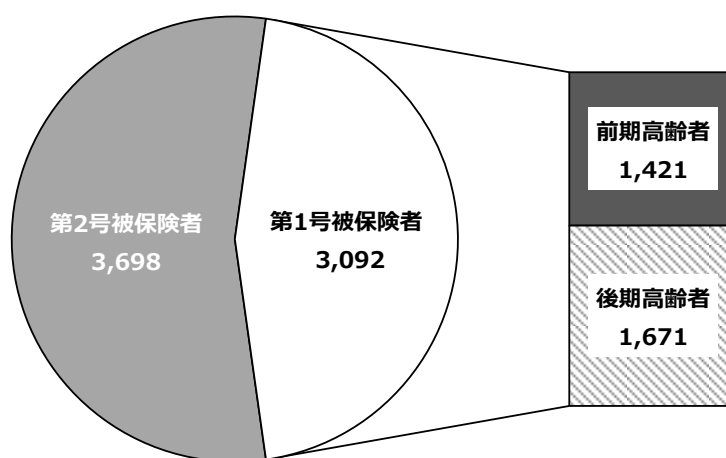
介護保険被保険者総数は年々減少しています。

年齢別にみると、第2号被保険者（40～64歳）は年々減少しており、第1号被保険者（65歳以上）のうち「前期高齢者」は平成24年まで減少し、平成25年以降増減を繰り返しています。「後期高齢者」は平成25年まで増加し、平成26年には一旦減少しましたが、その後増加しています。

被保険者数の推移

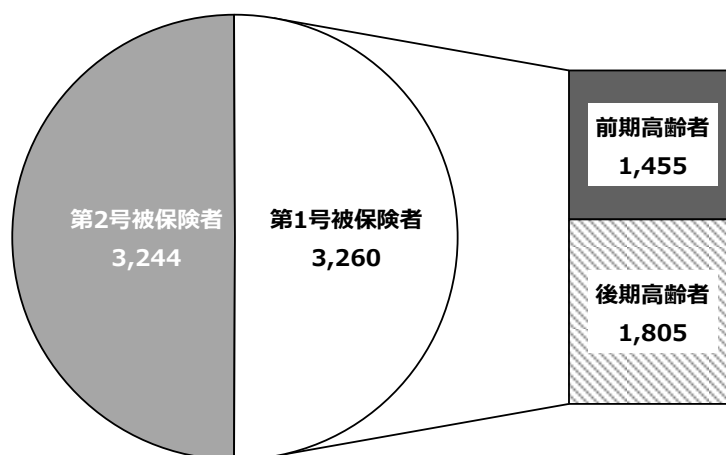
単位：人

平成24年



単位：人

平成29年



(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号（65歳以上）	3,099	3,089	3,093	3,092	3,137	3,170	3,176	3,234	3,260
前期高齢者	1,581	1,518	1,468	1,421	1,436	1,475	1,445	1,461	1,455
後期高齢者	1,518	1,571	1,625	1,671	1,701	1,695	1,731	1,773	1,805
第2号（40～64歳）	3,853	3,817	3,771	3,698	3,579	3,504	3,440	3,329	3,244
被保険者総数計	6,952	6,906	6,864	6,790	6,716	6,674	6,616	6,563	6,504

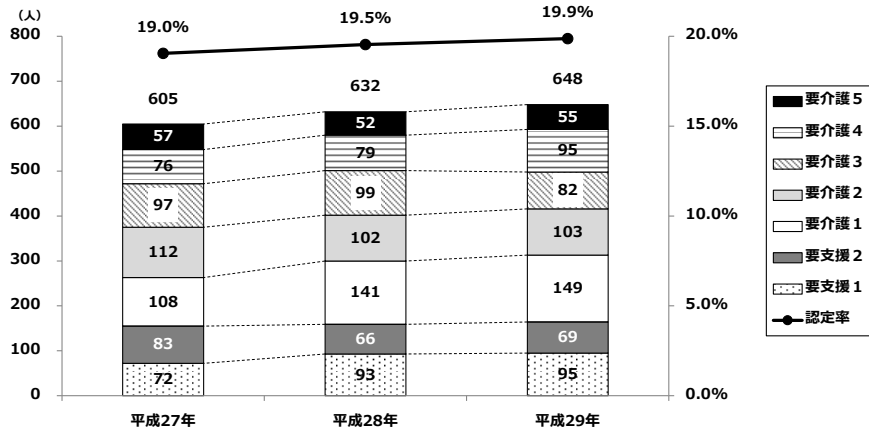
資料：住民基本台帳（各年9月末日）・厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末日、平成29年は見込み）

第1章 総論

○要介護認定者数と要介護認定率の変化

第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定率は、平成27年の19.0%（605人）から平成29年の19.9%（648人）と増加しています。要介護度別に平成27年と平成29年を比べてみると「要支援2」、「要介護2」、「要介護3」「要介護5」は減少し、それ以外は、増加しています。

第1号被保険者の要介護認定者と認定率

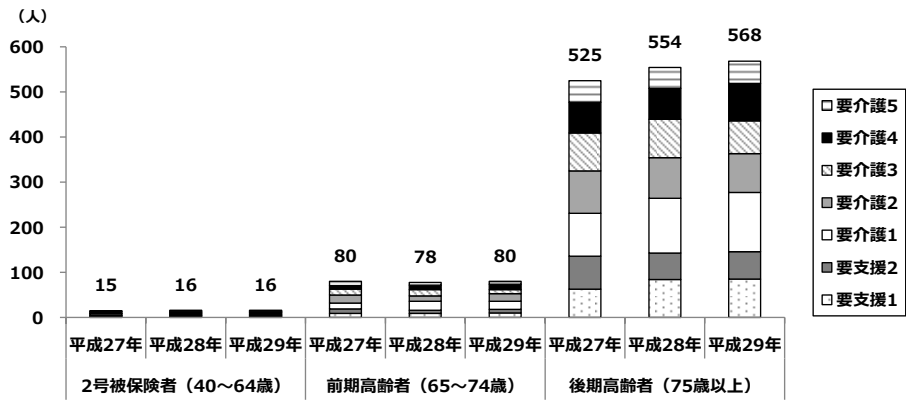


資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末日、平成29年は見込み）

○被保険者別要介護認定者数

平成29年、被保険者別の要介護認定者は、「後期高齢者（75歳以上）」（568人）が多く、「前期高齢者（65歳～74歳）」（80人）の7.1倍となっています。平成29年に要介護認定を受けた「後期高齢者」は568人で、要介護認定者全体（664人）の約85.5%を占めています。

被保険者別要介護認定者数



（単位：人）

	2号被保険者（40～64歳）			前期高齢者（65～74歳）			後期高齢者（75歳以上）		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	3	3	2	9	9	10	63	84	85
要支援2	0	1	2	10	7	8	73	59	61
要介護1	1	3	3	13	20	18	95	121	131
要介護2	4	2	3	18	12	17	94	90	86
要介護3	1	2	2	13	14	9	84	85	73
要介護4	4	3	2	8	10	12	68	69	83
要介護5	2	2	2	9	6	6	48	46	49
合計	15	16	16	80	78	80	525	554	568

資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末日、平成29年は見込み）

2. 高齢者の将来推計（目標年度における人口推計）

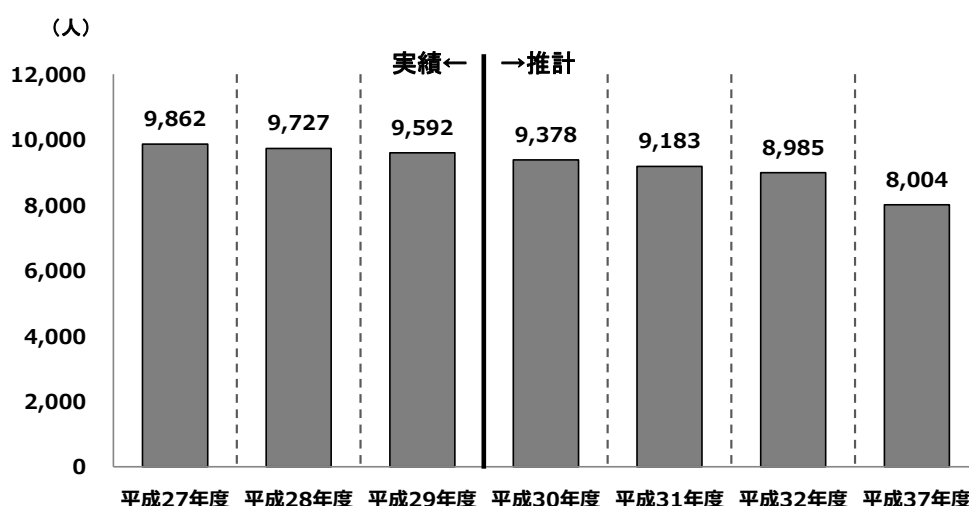
（1）計画期間における人口推計

本計画では、平成 37(2025)年度までの人口推計の結果を下記の図表に示しています。計画期間における総人口は減少すると見込まれ、高齢者人口（65 歳以上）については、平成 30 年度をピークに減少となる見込みです。

高齢化率は、平成 27 年度の 32.3%から平成 37（2025）年度には 39.1%にまで上昇する見込みとなっており、65 歳以上の町民は「約 2.5 人に 1 人」と、現在より更に少子・高齢化が進行していく見込みとなっています。

○総人口の見込み

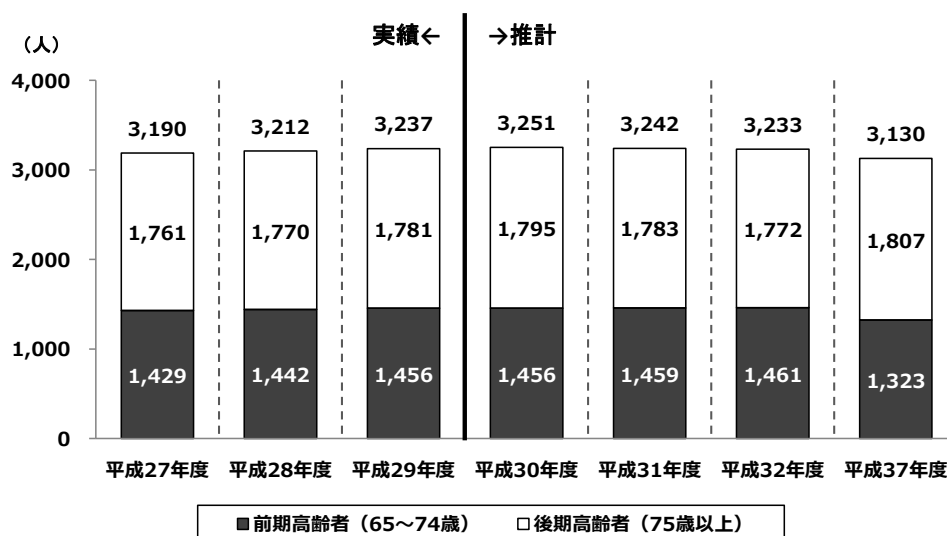
今後の総人口は、平成 27 年度以降、緩やかな減少傾向となり、平成 37（2025）年度の総人口は 8,004 人となることを見込まれます。



資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値については各年9月末日、平成 29 年は見込み）

○高齢者数の見込み

高齢者数は、緩やかに減少傾向が続くことが想定されます。推計によると、平成 37（2025）年度には 3,130 人となることを見込まれます。

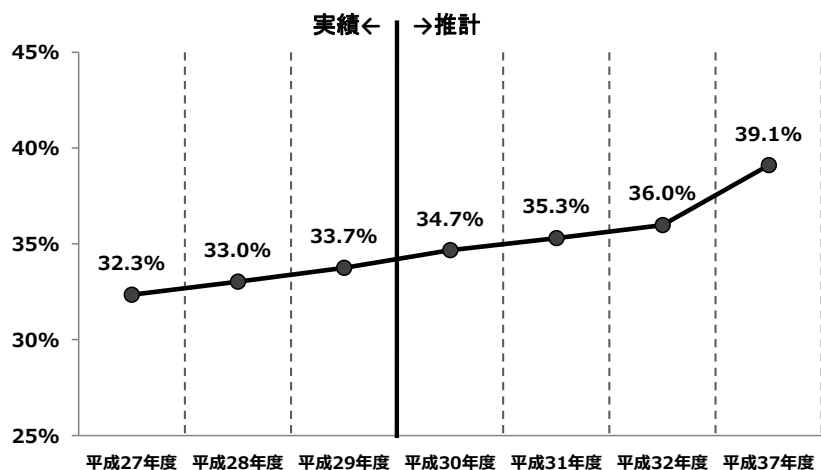


資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値については各年9月末日、平成 29 年は見込み）

第1章 総論

○高齢化率の見込み

高齢化率は、総人口が減少傾向にあり、高齢者数は横ばい傾向が続くことから、平成30年度からの3年間で1.3ポイント上昇し、平成37（2025）年度には39.1%となることが見込まれます。

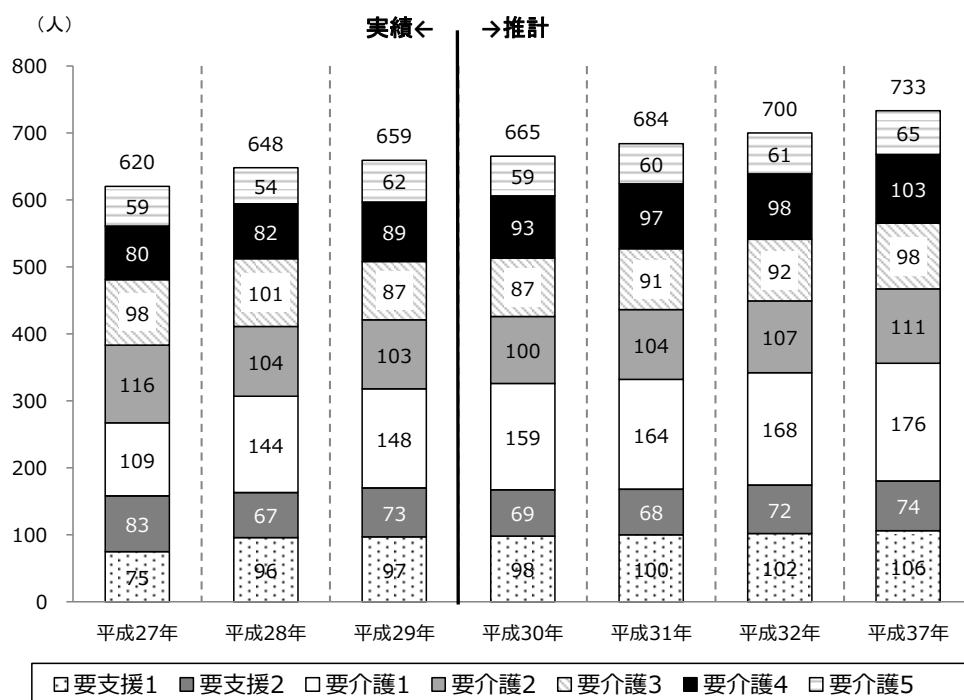


資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値については各年9月末日、平成29年は見込み）

○要介護認定者数の見込み

要介護認定者数は、増加傾向となることが見込まれます。下のグラフは、平成27年から平成29年の実績を基に、性別、介護度別、年齢別に推計し、積み上げたものです。推計によると、平成37（2025）年には733人となることが見込まれます。

また、要介護度別における傾向は、それぞれ増加すると見込まれます。



資料：厚生労働省・地域包括ケア「見える化」システム（実績値については各年9月末日、平成29年は見込み）

第5節 計画の基本的な目標と重点方針

1. 計画推進のための基本方針

(1) 基本的な目標

めざす姿 やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり

高齢者の尊厳と自立支援を念頭において、厚岸町のまちづくりの将来像である「共生・躍動・協働 暮らしに豊かさ実感できるまち」の方針に沿い、「やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、支え合う社会の構築をめざすものです。

計画を進めるに当たっては、めざす姿とともに、支え合い住み慣れた地域にいつまでも暮らせるよう、次の基本的な目標を掲げ、厚岸町の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を進めていきます。

● 3つの基本的な目標 ●

- 人にやさしい福祉のまちづくり
- いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり
- ともに支えあうまちづくり

全国的な傾向である少子・高齢化や核家族化のほかに、若年人口の流出によるひとり暮らしの高齢者や高齢のみの世帯の増加が進んでいます。

高齢者本人が健康に配慮して生活するとともに、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、それを支える家族の理解や地域の環境づくりが必要です。

これまでも、高齢者に対するサービスの充実とともに、要介護状態にならないように介護予防の取組を進めてきました。

今後も、住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域での支え合いを推進する環境づくりが重要な目標と位置づけられます。

基本的な目標

人にやさしい福祉のまちづくり

ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯や介護が必要な高齢者が増加していますが、地域で自立した生活を送るためには、高齢者を取り巻く様々な環境を整える必要があるため、介護サービスの充実はもちろん、総合事業の充実や、地域の特性に対応した多様なサービスの導入について検討を行います。

また、生活状況に合わせたサービスを進めるため、人材の育成や既存事業の拡充により、人にやさしい福祉のまちづくりを目指します。

基本的な目標

いつまでも住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり

高齢者が生きがいを持ち、安心して住み慣れた地域での生活を営むために、介護サービスの質的向上はもちろん、地域全体で生活を支えるしくみのほか、成年後見制度の利用支援などの権利擁護事業の推進や医療と介護の連携強化、健康増進、生きがい活動などの取組を推進します。

また、地域における医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく受けることができる「地域包括ケアシステム」を推進し、地域でいきいきと安心して生活を送れるよう取り組みます。

基本的な目標

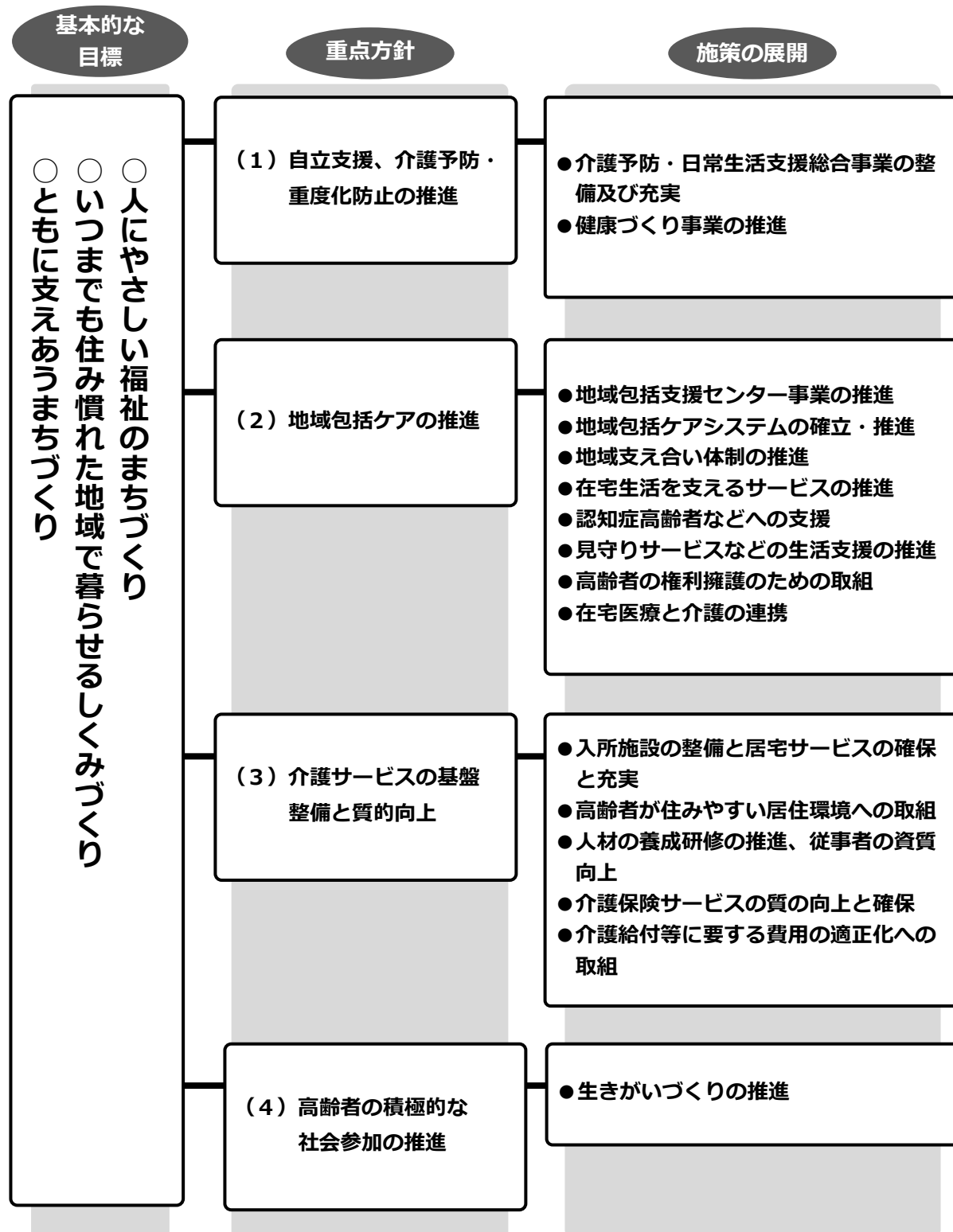
ともに支えあうまちづくり

あらゆる世代の方々が、地域において関わりを持ち、高齢者やその家族が生活全般にわたる支援を受けることができるよう、高齢者を見守る地域づくりが必要です。

特に地域において、世代を超えた町民相互の関わりを持つことが、地域全体の支え合いにつながる共助の意識づくりとなるため、認知症やひとり暮らしの高齢者の見守り体制の構築などの事業展開が必要です。

(2) 施策体系について

厚岸町の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の施策体系については、以下のとおりです。

めざす姿 やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり


2. 計画推進のための重点方針と施策の展開

重点方針

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

健康で生きがいを持って暮らすことができるよう第6期計画に引き続き、介護予防事業を推進するとともに、生活支援及び地域支援事業の充実を図っていきます。

平成30年度からは、総合事業において、地域の実情に応じて住民が主体となるサービスなど、多様な取組が充実するよう整備検討していきます。

健康づくりの支援としては、健康増進計画である「みんなすこやか厚岸21」に基づき地域保健活動を推進し、健康づくりへの意識高揚を図ることで、健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指します。

施策の展開

- 介護予防・日常生活支援総合事業の整備及び充実
- 健康づくり事業の推進

重点方針

(2) 地域包括ケアの推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域包括支援センターが主体となり、各種関係機関や多職種が連携し、サービス・社会資源を活用しながら包括的・継続的な支援体制の構築を図ります。

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしを継続するために、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供されるよう関係機関・団体などの連携を図る「地域包括ケアシステム」の推進を目指します。

特に、認知症地域支援推進事業による認知症施策の推進、成年後見制度推進事業による権利擁護事業の推進、生活支援体制整備事業、SOSネットワークや見守りネットワークによる地域支え合い体制の充実、医療と介護の連携など関係機関の連携による支援を進めます。

施策の展開

- 地域包括支援センター事業の推進
- 地域包括ケアシステムの確立・推進
- 地域支え合い体制の推進
- 在宅生活を支えるサービスの推進
- 認知症高齢者などへの支援
- 見守りサービスなどの生活支援の推進
- 高齢者の権利擁護のための取組
- 在宅医療と介護の連携

重点方針

（３）介護サービスの基盤整備と質的向上

様々な家族形態や身体状況において、住み慣れた身近な地域で在宅や施設入所などの生活形態に合わせたサービスが受けられるよう、在宅サービスの充実と、地域における介護サービス基盤の充実を図ります。

また、介護サービスに関わる人材やその技術・知識などの向上を図るとともに、介護保険の保険者としての地域密着型事業の指定・指導に関する役割を果たし、介護相談員派遣事業を充実させて、より質の高い介護保険サービスにつながるよう努めます。

更に、介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保することで、介護保険制度の信頼感を高めるよう努めます。

施策の展開

- 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実
- 高齢者が住みやすい居住環境への取組
- 人材の養成研修の推進、従事者の資質向上
- 介護保険サービスの質の向上と確保
- 介護給付等に要する費用の適正化への取組

重点方針

（４）高齢者の積極的な社会参加の推進

明るく活力に満ちた高齢社会にするため、高齢者が地域社会の中で何らかの関わりを保ちながら、生活の目標や生きがいを持ち続け、自分らしく生活することが大切です。

また、自らの経験と知識を活かした役割を果たせるように、就業機会の確保、学習や交流の場の提供、高齢者団体への支援などの社会参加の場の確保に努め、高齢者の自立支援につながる社会参加を推進します。

施策の展開

- 生きがいづくりの推進

第2章 各論

- 第1節 重点方針への取組
- 第2節 介護保険の事業費の見込み
- 第3節 計画の推進について

第2章 各論

第1節 重点方針への取組

1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

国の介護保険制度は、高齢者が持つ能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援すること、また、要介護状態等の軽減、若しくは悪化の防止を理念としています。

地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携や口腔機能向上、低栄養防止に係る活動の推進、多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化など、地域の実情に応じた様々な取組を行うことが重要となっています。

特に、高齢者が要介護状態等となることの予防、または、要介護状態等の軽減、若しくは悪化の防止の推進に当たっては、機能回復訓練等のアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができる生活環境の調整や地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチが重要となっています。

更に、効果的なアプローチを実践するためには、地域におけるリハビリテーションの専門職等の知見を活用しながら、高齢者の自立支援となる取組を推進することで、要介護状態等になっても、「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立していくことが重要となっています。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の整備及び充実

本計画では、総合事業の整備と充実に努めていきます。総合事業は、地域の実情に応じた住民などの多様な主体による、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。これまでの介護予防サービスの利用促進や、地域課題の把握・共有により取り組んでいきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態である必要があります。しかし、75歳を超えると介護が必要になる人の割合が増えている状況があることから、介護が必要となる前に、適切な介護予防の取組につなげていくことが重要です。

第2章 各論

●総合事業を構成する各事業の概要及び対象者

種 別	事 業	概 要	サービス
① 介護予防・ 生活支援 サービス事業	訪問型サービス	対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。	・介護予防訪問相当サービス ・基準緩和したサービスや住民が主体となる多様なサービスの検討
	通所型サービス	対象者に対し、機能訓練や集いの場等、日常生活上の支援を提供します。	・介護予防通所相当サービス ・基準緩和したサービスや住民が主体となる多様なサービスの検討
	■対象者 ・要支援認定者 ・基本チェックリスト該当者 (※)	その他 生活支援サービス	・ボランティア等による見守りサービスの検討
		介護予防 ケアマネジメント	・介護予防ケアマネジメント
② 一般介護 予防事業	介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。	・基本チェックリスト配布・訪問活動等
	介護予防 普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行います。	・元気いきいき教室 ・貯筋サロン
	■対象者 ・第1号被保険者(65歳以上の人) ・介護予防支援のための活動に関わる者	地域介護予防活動支援事業	・住民への活動支援事業、ボランティア支援の検討

※「基本チェックリスト」

相談窓口において、生活の困りごと等の相談をした高齢者に対して基本チェックリストによるチェックを実施し、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業及び要介護認定）の振り分けを行います。高齢者へ適切なサービスの利用と提供につなげるためのものです。

①介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問型サービス

■事業の概要	要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された、閉じこもり・認知症、うつ等のおそれのある介護予防・生活支援サービス事業の対象者に、ホームヘルパー等が居宅を訪問し、日常生活上の援助を行うサービスです。
■現状と課題	訪問型サービスは、平成 29 年 4 月から旧介護予防訪問介護に相当する介護予防訪問相当サービスを提供していますが、サービス提供内容や人員基準を緩和したサービスのほか、地域住民が主体となって展開する多様なサービスの提供には至っていない状況です。
■今後の方針	介護予防訪問相当サービスについては、利用実績やサービス提供事業者からの意見を踏まえ、利用しやすいサービスになるよう努めていきます。 多様な形態のサービスについて、地域の実情を踏まえてサービスの充実の検討を進めていきます。

■介護予防訪問相当サービスの現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
実施回数（回）	－	－	744	2,292	2,352	2,352	2,616
延利用者数（人）	－	－	140	420	432	432	480

(イ) 通所型サービス

■事業の概要	デイサービスセンター等に通い、日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。
■現状と課題	通所型サービスは、平成 29 年 4 月から旧介護予防通所介護に相当する介護予防通所相当サービスを提供していますが、サービス提供内容や人員基準を緩和したサービスのほか、地域住民が主体となって展開する多様なサービスの提供には至っていない状況です。
■今後の方針	介護予防通所相当サービスについては、利用実績やサービス提供事業者からの意見を踏まえ、利用しやすいサービスになるよう努めていきます。 多様な形態のサービスについて、地域の実情を踏まえてサービスの充実の検討を進めていきます。

■介護予防通所相当サービスの現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
実施回数（回）	－	－	802	2,376	2,304	2,304	2,604
延利用者数（人）	－	－	126	384	372	372	420

第2章 各論

(ウ) その他生活支援サービス

要支援者等を対象に、利用者の状態や意向を踏まえて、介護予防と見守り等の生活支援サービスを総合的に提供するサービスです。

今後、地域の実情を踏まえ、関係機関と連携しながらサービスの設定を検討していきます。

(エ) 介護予防ケアマネジメント

総合事業の利用対象者にケアプランを作成するとともに、事業実施の前後において評価を実施し、高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減と、悪化防止のためのマネジメントを行います。

②一般介護予防事業

元気な高齢者と介護予防・生活支援サービス事業対象者や要介護認定者を分け隔てなく、すべての住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が、継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

(ア) 介護予防把握事業

基本チェックリストの実施や、訪問活動による実態把握、民生委員からの情報等によって、何らかの支援を必要とする高齢者を把握します。

(イ) 介護予防普及啓発事業

●元気いきいき教室

■事業の概要	高齢者に対し、介護予防につながる取組を一定期間行う事業です。
■現状と課題	定期的な開催は定着しているものの、年々参加人数が減少しています。新しく参加する一般高齢者を発掘するため、事業の周知や参加しやすい環境の整理をして、より多くの人に事業に参加してもらえる工夫が必要です。
■今後の方針	定期的な教室の開催を継続し、多くの高齢者が参加できるような事業の周知をしていきます。また、介護予防に関するボランティアなどの人材育成のための取組を検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
実施回数(回)	24	24	24	24	24	24	24
延利用者数(人)	447	436	490	500	520	540	600

●貯筋サロン

■事業の概要	要介護状態になる可能性が高い高齢者に対し、一定の期間専門職の指導のもと運動器の機能向上プログラムを実施する事業です。
■現状と課題	運動器機能向上プログラムは、介護予防に高い効果がありますが、事業終了後の受皿が少なく、継続的な支援につながっていないのが現状です。
■今後の方針	多くの対象者が介護予防に取り組んでいただけるよう、積極的に運動器機能向上プログラムの効果を周知するとともに、プログラム終了後の取組について専門職や関係機関と連携し検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延利用者数（人）	168	115	122	120	120	120	120

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

地域で働く専門職と連携し、自主的な地域介護予防活動を展開する組織を支援するため、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を図ります。

(2) 健康づくり事業の推進

高齢期をいきいきと暮らすためには、介護予防と併せて、日頃からの健康づくりや疾病予防が重要となってきます。町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸 21（第2期）」に基づき、町民一人ひとりの健康づくり意識の高揚と、健康づくりに取り組む地域への支援を引き続き進めます。特に、厚岸町独自の健康課題への対策として、個人や家庭、地域、行政が連携して取り組むことで、更なる健康づくり意識の高揚を図ります。

① 集団健康教育

■事業の概要	介護予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、必要な助言や支援を実施しています。 栄養指導においては、疾病についての知識を深め、食生活の見直しと向上を図るため、食を取り入れた健康づくり学習会、高齢者団体などへの地区における健康教育を実施しています。
■現状と課題	各地域における健康に関わる教室開催や情報提供など、正しい知識の普及と地域での取組による意識の高揚が必要です。 また、毎年1～2件ではありますが、新たな対象団体の開拓を行っており、今後も継続が必要です。
■今後の方針	健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、生活習慣改善のための適切な助言、支援を実施します。自治会など地域の各種団体と連携し、新たな健康教育の機会の設定や厚岸町の健康課題に沿った健康教育の実施に努めていきます。

② 重点健康相談

■事業の概要	高血圧、糖尿病、脂質異常症、歯周疾患、骨粗しょう症、女性の健康等、個人の健康上の課題などについて、保健師、栄養士等が指導や助言を行います。
■現状と課題	集団健康教育と連動して行っています。 また、毎年1～2件ではありますが、新たな対象団体の開拓を行っており、今後も継続が必要です。
■今後の方針	地域での健康相談の充実を図り、できるだけ広く相談窓口を活用してもらえよう、必要な体制づくりと周知・啓発に努めていきます。 また、相談支援技術の修得など研修機会を活用し、従事者の資質の向上に努めていきます。更に、開催数を増やすなど相談の機会を増やしていきます。

③総合健康相談

■事業の概要	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行い個人や家庭における健康管理に役立てることを目的として実施しています。
■現状と課題	背景の複雑な相談が増加傾向にあり、今後も課内・他課・外部機関との連携のもと相談を受理していく必要があります。
■今後の方針	地域での健康相談の充実を図り広く相談窓口を活用してもらえよう、必要な体制づくりと周知・啓発に努めていきます。 また、相談支援技術の修得など研修機会を活用し、従事者の資質の向上に努めていきます。

④健康相談（保健福祉総合センターあみか 21 常設窓口）

■事業の概要	保健福祉総合センターあみか 21 常設窓口で、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行い個人や家庭における健康管理に役立てることを目的として実施しています。
■現状と課題	背景の複雑な相談が増加傾向にあり、今後も課内・他課・外部機関との連携のもと相談を受理していくことが課題です。
■今後の方針	地域での健康相談の充実を図り、できるだけ広く相談窓口を活用してもらえよう、必要な体制づくりと周知・啓発に努めていきます。 また、相談支援技術の修得など研修機会を活用し、従事者の資質の向上に努めていきます。

⑤高齢者食生活改善教室

■事業の概要	各地域での栄養教室の開催や食生活改善に関する普及・啓発を行っています。
■現状と課題	高齢者の栄養状態の低下は、要介護状態への移行の要因にもなるため、身体状況に応じた食生活に関する知識や技術の普及が必要となっています。 また、認知症予防につながる生活習慣病予防となる食生活改善などが、課題となっています。
■今後の方針	関係団体との協力により事業を進め、実施方法を工夫することにより、効果的な事業の実施と、調理実習や高齢者の食生活において必要な注意事項などを指導し、介護予防事業との連携を密にしていきます。

2. 地域包括ケアの推進

地域包括支援センターが中心となり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、「地域包括ケア」を推進していきます。

(1) 地域包括支援センター事業の推進

■事業の概要	地域包括支援センターの運営については、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るために、介護・医療・福祉の推進を包括的に支援することを目的に設置し、総合相談支援事業、虐待の防止を含む権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント事業を行っています。
■現状と課題	介護認定者やひとり暮らし、または、高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に加え、支援困難事例や高齢者虐待の対応も増えています。介護保険外の関わりも含め、多職種・多機関と連携を図り、高齢者の生活を支える活動をしています。認知症高齢者支援の充実、在宅医療・介護連携の取組などが課題となっています。
■今後の方針	専門職相互が常に連携・協働の体制を構築し、高齢者虐待など多様化・複雑化する課題に対応できるよう、専門機能の向上に努めています。 また、地域と積極的に関わりを持ち問題の発見に努め、地域の関係機関やボランティア、民生委員などとの連携を密にし、センターの機能が十分に発揮できるように努めています。更に、地域支援事業の充実に向けて、体制づくりを進めています。

【地域包括支援センター基本機能】

地域包括支援センターは、次に掲げる4つの機能を担っています。

○総合相談支援業務

地域の高齢者にどのような支援が必要なのかを把握し、保健・医療・福祉などの適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの支援を行います。

主な業務	・地域における様々な関係機関などとのネットワーク構築 ・高齢者の心身の状況や家庭環境などの実態把握 ・サービスに関する情報提供などの相談対応や、継続的・専門的な相談支援
------	--

○権利擁護業務

高齢者などが地域生活における困難を抱えた場合、成年後見制度の活用支援や養護老人ホームへの入所措置の相談、虐待の予防・早期発見など、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう支援を行います。

主な業務	・成年後見制度の活用 ・老人福祉施設などへの措置支援 ・虐待や困難事例への対応 ・消費者被害の防止
------	--

○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医・介護支援専門員らとの多職種協働と、関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

主な業務	・包括的・継続的なケア体制の構築 ・介護支援専門員の個別相談・助言 ・介護支援専門員同士のネットワーク構築 ・支援困難事例などへの指導・助言
------	---

○介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者の中で要支援・要介護になるおそれのある高齢者や介護認定審査会において要支援認定を受けた高齢者などに対し、心身の状況、または、その家族などの状況を把握し、その対象者に応じた支援計画を作成、サービスの調整を行い、一定期間の評価後、必要に応じて計画の見直しを行います。

主な業務	・介護予防事業に関するケアマネジメント業務 ・予防給付に関するケアマネジメント業務
------	--

【運営協議会の設置】

地域包括支援センターの運営に当たっては、地域の関係者全体で協議、評価する場として地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

事業の運営については、定期的に地域包括支援センター運営協議会を開催し、事業の内容について検討・協議を行い、公平・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図っていきます。

(2) 地域包括ケアシステムの確立・推進

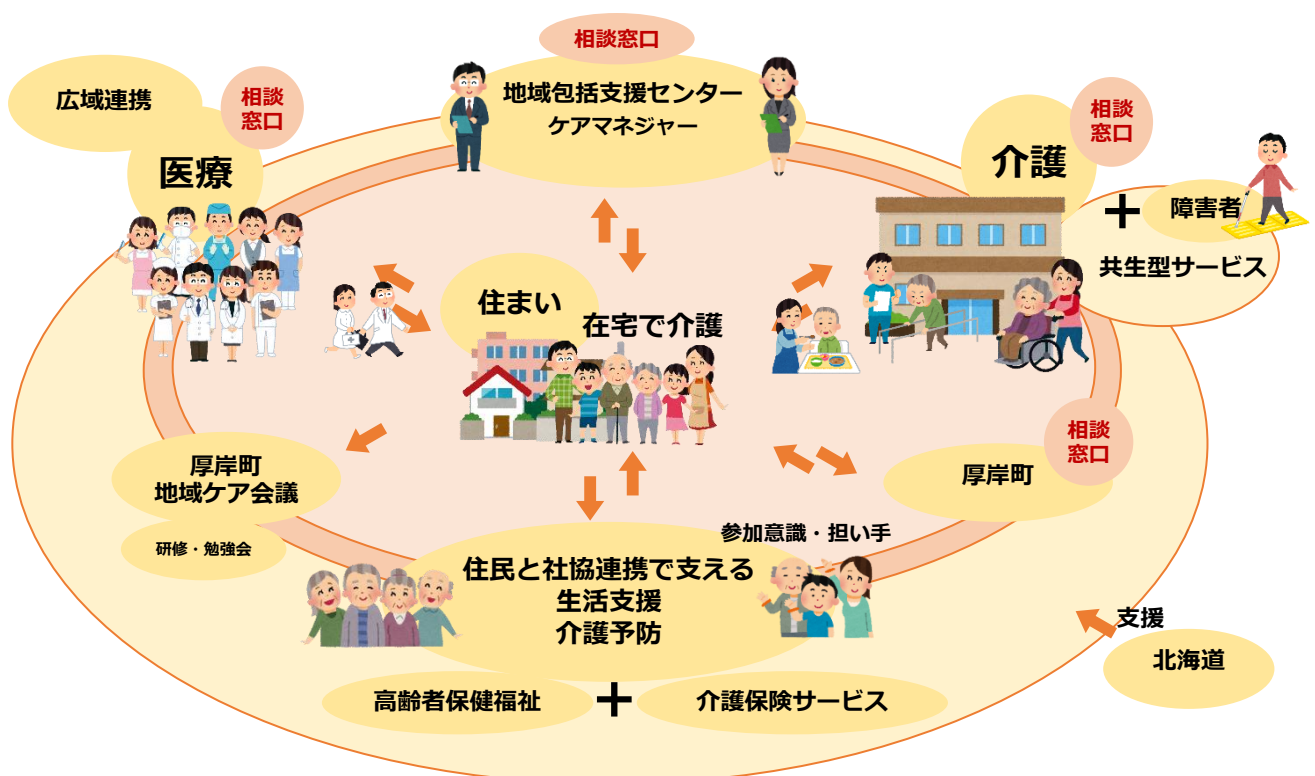
認知症高齢者の増加や医療と介護の両方を必要とする人の増加など、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向けて、在宅医療と介護連携などのしくみづくりを進めていきます。高齢者が医療や介護が必要となった状態でも、できる限り住み慣れた地域で安心した生活を継続するために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域社会の支援体制「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

また、自治体などが提供するサービス（公助）だけでなく、介護保険サービスや医療保険サービスの給付（共助）、地域住民主体のサービスやボランティア活動（互助）、本人や家族によるセルフケアの取組（自助）など、多くの資源を有機的につなぎあわせ、支え合いによる「地域包括ケアシステム」の確立を目指します。

●地域ケア会議の開催

■事業の概要	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を図り、高齢者を包括的に支援することを目的としています。
■現状と課題	町内介護事業者などの担当者が出席する「地域包括支援センター定期連絡会議」を月に1回開催し、関係機関との連携や情報の共有の場として機能しています。 ただ、幅広い関係者が参加し、地域の課題などを協議する「地域ケア会議」の開催には至っておらず、会議開催に向けた整理が必要です。
■今後の方針	地域包括ケアの確立と推進のためには、「地域ケア会議」を実施し、地域課題の検討、ネットワークの構築を進めていきます。

地域包括ケアシステムの将来イメージ



（３）地域支え合い体制の推進

高齢者や障がい者などの社会的弱者に対して、地域での見守りや支援をしてきましたが、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加の一途をたどり、近くに親族がいないことで十分な家族支援が望めない人が増えてきています。

また、親族や地域住民との関係が希薄となっていることで、地域で孤立している人が増えることが予測されます。

そのため、支援を必要とする人が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、地域住民による支え合い活動を展開することが急務となっています。

①ネットワークの構築

■事業の概要	高齢者等を地域で見守り、孤立死の防止や異変があった際に連携して対応するため、ＳＯＳネットワークや民間事業者の協力を得て地域見守り協定の締結が進んでいます。
■現状と課題	平成 29 年度に 4 事業所との協定締結が実現しましたが、ひとり暮らし高齢者等の増加により、より多くの目で見守る体制づくりが必要となっています。
■今後の方針	今後も見守り体制の拡充に努めていきます。

②生活支援体制整備事業

■事業の概要	「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を中心に、地域の生活支援サービスを担う関係機関と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく事業です。
■現状と課題	生活支援コーディネーターを中心に、生活支援体制の整備に向けてボランティア、自治会等との協働により、生活支援サービスの開発・ネットワーク化を進める必要があります。
■今後の方針	生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置を進め、地域の実情に即した課題の分析、地域資源の発掘や関係者相互のネットワークの構築を進めていきます。

第2章 各論

③避難行動要支援者への支援の推進（緊急キットかけはし配布）

■事業の概要	自治会の協力により、災害時に避難が困難な要援護高齢者等の情報を台帳管理し、見守り体制を推進する事業です。
■現状と課題	平成 29 年度に 4 自治会が新たに追加し、登録者の増加につながっています。社会福祉協議会が進める「緊急キットかけはし」と連動して事業展開をしているため、自治会や社会福祉協議会との連携が必要となっています。
■今後の方針	自治会や社会福祉協議会と連携し、災害時支援への理解と普及を進め、登録人数の増加を図ります。 また、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進め、社会福祉協議会や自治会などとの協力体制の強化を図っていきます。

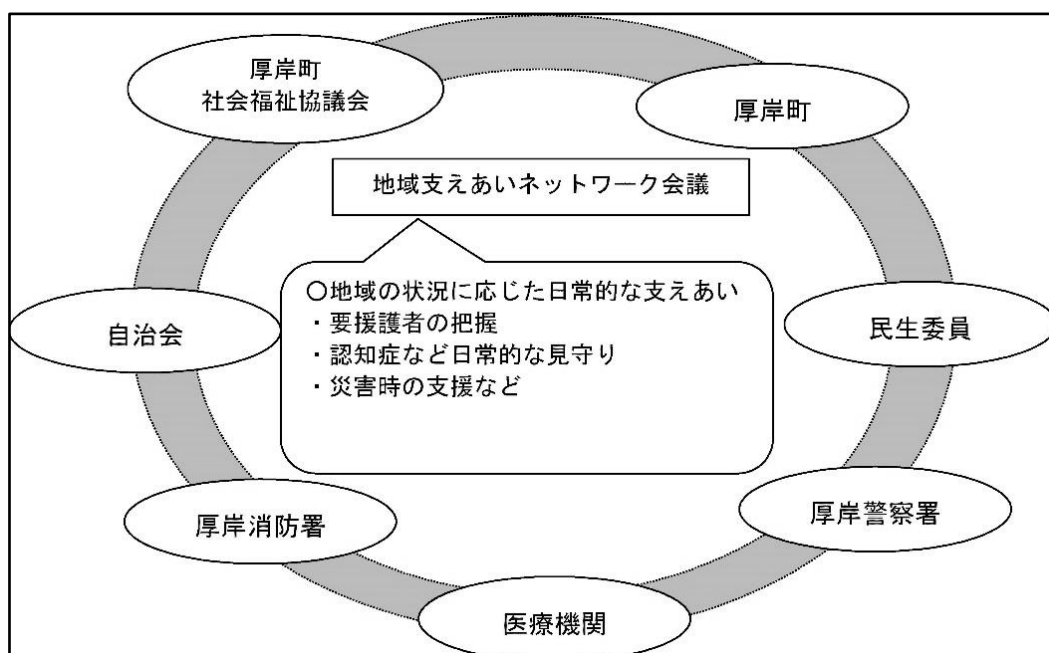
■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
登録人数（人）	382	354	385	410	430	450	500
自治会数（地区）	9	9	13	15	17	19	20

厚岸町地域支えあい事業

高齢者や障がい者が日常的に地域とのつながりを持ち、災害時には助け合うことができる「支えあい」を形成できるよう社会福祉協議会が中心となり町、地域自治会、地域民生委員などが具体的な取組を通して連携を図るネットワークを形成します。

- 高齢者や障がい者など日頃からの見守り
- 災害時要援護者の把握と災害時の支援体制の整備
- 日常的に関わることができるサロンなどの実施



(4) 在宅生活を支えるサービスの推進

介護保険以外のサービスとして、生活支援を目的とした各種事業を推進します。

高齢者の選択を基本とし、心身の状況、生活環境などに応じた適切なサービスの提供を図ります。

①生きがい活動支援通所事業

■事業の概要	要支援・要介護認定は受けていないが、日常生活の訓練や趣味に関する活動を通じて、閉じこもり防止や生きがい活動の機会とするサービスをデイサービスセンターにおいて提供する事業です。介護保険事業と一体的に実施しており、外出・交流の場となっています。
■現状と課題	総合事業の通所型サービスの開始から、利用人数が減少しています。生きがい活動支援通所事業と通所型サービスの住み分けや利用方法を含めて、利用者の増加につながるような工夫が必要です。
■今後の方針	デイサービスセンターと連携し、利用しやすい事業に向けて整理・検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延利用者数（人）	77	40	32	30	30	30	30

②生活管理指導短期宿泊事業

■事業の概要	特別養護老人ホームの空き部屋において短期間の宿泊を行うことにより、生活習慣等の指導及び体調の調整を行う事業です。
■現状と課題	対象者がなく事業の利用に至っていません。ニーズが少ない状況となっています。
■今後の方針	今後も介護保険以外の生活支援事業として位置づけ、緊急的な活用を含めて、事業の継続をしていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延利用日数（日）	0	0	0	5	5	5	5

第2章 各論

③生活管理指導員派遣事業

■事業の概要	生活管理指導員を派遣することにより、介護を必要とする状態には至らないまでも、加齢に伴う心身機能の低下により日常生活に何らかの支障が生じているひとり暮らしの高齢者などに対し、生活習慣と対人関係構築の支援を行う事業です。
■現状と課題	計画どおり利用につながっていますが、総合事業の訪問型サービス開始により、介護認定を受けていなくてもヘルパー利用ができるようになったため、利用者が少なくなることが予測されます。
■今後の方針	委託事業者と連携を図りながら、訪問型サービスと住み分けをし、利用者の生活サポート、自立支援の推進に努めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延派遣回数（回）	216	295	350	350	350	350	350

④車いす等利用者通院費助成事業

■事業の概要	車いす利用者が介護タクシーを利用して医療機関を受診した際に、乗車料金の2分の1を助成する事業です。
■現状と課題	平成28年12月より外出支援サービス事業に代わる事業として開始され、利用登録者は増え続けています。特に町外の医療機関に通院する人には交通費の負担軽減となっています。
■今後の方針	利用者や介護サービス事業所から利便性が向上したと好評で、今後も利用しやすい事業として継続し、周知を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延利用回数（回）	—	42	850	1,000	1,200	1,400	1,600

⑤寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者などで寝具の衛生管理が困難な人を対象に寝具の衛生管理のための水洗い及び寝具の消毒乾燥サービスを行うことにより、清潔で快適な生活を送ることができるよう支援する事業です。
■現状と課題	安価に寝具を購入できることやコインランドリーでもふとんを洗濯できるため、数年間利用の実績がありません。
■今後の方針	高齢者の生活状況を判断して、事業の必要性について協議していきます。

⑥除雪サービス事業

■事業の概要	高齢者等の単身世帯及び世帯員すべてが高齢者等である世帯に対し、冬期間における除雪を提供する事業です。
■現状と課題	ひとり暮らしの高齢者の増加やアンケート結果においても除雪のニーズが高く、今後も利用が増えることが予測されます。
■今後の方針	除雪サービスの登録者は増えてきており、委託事業者と連携し継続していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
実施回数（回）	3	6	5	5	5	5	5
延利用者数（人）	322	642	520	550	560	570	580

⑦配食サービス事業

■事業の概要	栄養改善が必要な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問し、食事の提供を行う事業です。 栄養改善のほか、安否の確認も目的としています。
■現状と課題	ひとり暮らしの高齢者の増加により、今後も利用が増えることが予測されます。委託事業者と連携し利用しやすい柔軟な対応が必要となっています。
■今後の方針	栄養改善が必要な高齢者へのサービスとして、事業の継続と見守り体制の充実を図っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延利用者数（人）	782	688	960	980	980	980	1,000

⑧要介護者介護用品給付事業

■事業の概要	要介護4または5の認定を受けている要介護者を介護している家族に対し、紙おむつなどの介護用品を支給することにより、経済的負担の軽減を図る事業です。
■現状と課題	介護者の経済的な負担の軽減が図られています。
■今後の方針	今後も介護者の負担軽減を図る目的で事業を継続していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
実利用者数（人）	7	6	7	8	8	8	8

第2章 各論

⑨日常生活用具給付事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者などへ電磁調理器、火災警報機、自動消火器を給付することで、日常生活の安心と安全確保を図る事業です。
■現状と課題	火災防止に効果のある事業ですが、周知不足などにより事業が浸透していません。また、高齢者が機器になじみがなく、必要性の認識が薄い状況です。
■今後の方針	今後も必要性についての情報提供を行い、関係機関との連携により利用の拡大に努めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延利用者数（人）	0	0	0	5	5	5	5

⑩福祉用具貸与事業

■事業の概要	介護保険における福祉用具貸与の利用ができない場合に、高齢者などへ短期間の車いす、電動介護用ベッドを無償貸与することにより在宅における日常生活の便宜を図る事業です。
■現状と課題	貸与物品が老朽化しており、更新を検討する必要があります。
■今後の方針	今後も、事業の継続を行うとともに広く周知に努め、貸与物品の更新について検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延利用者数（人）	12	29	30	35	35	35	35

⑪福祉電話貸与事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者などで、低所得の世帯へ福祉の増進を目的として、電話加入権を含めた電話の貸与を行う事業です。
■現状と課題	携帯電話の普及や町内全戸に設置されたIP告知端末などにより、電話回線がなくても生活に支障がでない場合が多いため、電話設置に関する相談が少なくなっています。
■今後の方針	現在の保有台数を維持して事業の継続をしていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
実利用者数（人）	2	3	4	4	4	4	4

⑫福祉相談所運営事業

■事業の概要	社会福祉センター内と、地区民生委員の自宅において福祉相談所を設け、悩みごとや保健・福祉等に関して不安を持つ高齢者等の相談に応じる事業です。 また、弁護士による無料法律相談も行っています。
■現状と課題	身近な相談所として実施しておりますが、多様な相談に対応するため行政窓口などとの連携が必要です。
■今後の方針	法律相談が受けられる機会でもあり、今後も事業の継続をしていきます。

⑬要介護者入退院交通費助成事業

■事業の概要	要介護4または5の対象者に対し、医療機関への入退院時の介護タクシー利用費用の一部を助成する事業です。
■現状と課題	利用対象者が限定されるため、助成の実績が少ない状況が続いています。
■今後の方針	車いす等利用者通院費助成事業の対象者と整合性を図り、事業の見直しを検討していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
助成件数（件）	0	1	2	5	未定	未定	未定

第2章 各論

(5) 認知症高齢者などへの支援

国が平成27年に発表した推計によると、認知症患者数は平成37(2025)年には700万人を超え、65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症になる可能性があるとの推計されています。

厚岸町においても、要介護(支援)認定を受けている高齢者のうち、約6割が軽度～重度の認知症を有しており、今後の介護施策の最重要課題となっています。

国では、団塊の世代が75歳になる平成37(2025)年を見据え、認知症施策を総合的に進める「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を策定しました。

厚岸町の認知症施策を充実させるため、認知症高齢者を支える家族も含めた支援体制の整備を進めるとともに、町民一人ひとりが、認知症に関する正しい知識を持ち、地域全体で見守る環境づくりを推進していきます。

■ 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) 7つの柱と厚岸町で取り組むべき事項

認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)の7つの柱	厚岸町の取組
1 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	●認知症サポーター養成と活動の支援、おさらい講座の開催
2 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	●認知症お役立ち情報ガイド(認知症ケアパス)の作成、普及 ●認知症初期集中支援推進事業の実施
3 若年性認知症施策の強化	●認知症サポーター養成講座での啓発 ●認知症地域支援推進員の配置
4 認知症の人・介護者への支援	●認知症初期集中支援推進事業の実施 ●認知症カフェの設置 ●家族介護者交流事業の実施(認知症家族介護者のつどい)
5 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進	●認知症カフェの設置 ●地域で見守る体制づくり ●成年後見制度の活用促進 ●高齢者虐待防止の取組 ●消費者被害防止の取組
6 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進	●最新の情報を把握し、活用・普及を図る
7 認知症の人やその家族の視点の重視	●認知症施策の企画・立案や評価へ、認知症の人やその家族の参画を求めます ●認知症地域支援推進員の配置

①認知症初期集中支援推進事業

■事業の概要	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下、「支援チーム」という。）を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行う事業です。
■現状と課題	認知症専門医を含む専門職の支援チーム（最低3名）で、支援内容を検討し早期対応に取り組むことが、その後の認知症の人と家族の生活の質を高めることにつながります。 支援チームが円滑に活動できる体制づくりに努める必要があります。
■今後の方針	認知症の早期支援に取り組むため、関係機関との連携を図るとともに、チーム員の支援技術の向上に努めていきます。 また、支援チームについて、町民や関係機関への周知を進めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
対象者数（人）	－	－	－	3	5	7	10

②認知症地域支援推進事業

■事業の概要	認知症の人やその家族を支援する相談業務を行い、医療機関や介護サービス事業所との連携を図るための支援を行う認知症地域支援推進員（以下、「推進員」という。）を地域包括支援センター内に配置します。 推進員を中心として、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする事業です。
■現状と課題	個別のケースには症状や状況に応じた相談対応をしています。 厚岸町における標準的な認知症ケアの適切なサービスのながれを定める「認知症ケアパス」の作成を進め、状態に応じた適切な相談と支援の提供や、町民の認知症に対する理解の促進を図る必要があります。
■今後の方針	認知症施策の企画調整を行う推進員の配置により、認知症の人を地域で支えるしくみづくりを進めていきます。 また、認知症ケアパスを作成し、認知症の人やその家族が安心して地域で生活することができるよう、町民と関係機関に対して情報の提供や周知を行っていきます。

第2章 各論

③認知症サポーター養成事業

■事業の概要	認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、認知症の人やその家族を見守る応援者である認知症サポーターを養成する事業です。
■現状と課題	講師役であるキャラバンメイトを増員しましたが、サポーターの人数が伸び悩んでいます。 関係団体や教育委員会との連携を図り、幅広い人に養成講座の受講を勧める必要があります。
■今後の方針	町内の各団体をはじめ教育委員会等との連携を図り、養成講座とおさらい講座の開催を進めていきます。 認知症サポーターの養成数を早期に 1,000 人を超えることを目標として、認知症高齢者と家族を地域で見守る体制づくりを推進していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
実施回数（回）	3	6	6	10	10	10	10
サポーター養成数（人）	32	59	61	100	100	100	100
おさらい講座（回）	4	3	5	10	10	10	10

■認知症サポーター・キャラバンメイト人数

区分	平成 21～29 年度
サポーター（人）	826
キャラバンメイト（人）	13

④家族介護者交流事業（認知症家族介護者のつどい）

■事業の概要	認知症の人を介護する家族が、お互いの経験や悩みについて話し合える場を提供し、介護者の不安やストレスの軽減ができるよう支援する事業です。
■現状と課題	新規会員が増えなく、会員が減少傾向なので会員増に向けた取組が必要です。
■今後の方針	ひとりでも多くの介護者が交流の機会に参加できるよう、活動を広く周知します。 また、認知症カフェと連動的に活動するなどの検討を行っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延参加人数（人）	71	45	70	75	80	85	95

⑤認知症カフェの設置

■事業の概要	認知症の人やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語り合う交流の場です。 また、認知症介護の専門職に相談することができ、同じ経験を持つ人との情報交換ができる、つどいの場でもあります。
■現状と課題	認知症カフェの設置に向けて、運営協力も含めた関係機関との連携も視野に入れて、設置を検討する必要があります。
■今後の方針	平成32年度の設置に向けて検討をしていきます。

第2章 各論

(6) 見守りサービスなどの生活支援の推進

高齢者の生活を住み慣れた地域でできる限り継続して支えていくためには、地域における関わりと支援が必要となります。そのためには、生活支援や介護サービスなどを活用しながら、地域における見守り体制が必要です。

①緊急通報システム事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者などの自宅に緊急通報システム電話機を設置し、消防署、地域の協力員による連絡体制を確保することで、急病等による緊急時の迅速かつ適切な対応につなげる事業です。
■現状と課題	地域の協力員の確保が必要になっています。また、緊急通報装置（電話機）の老朽化により故障機器も増えているため、随時機器の更新を進めています。 今後もひとり暮らしの高齢者などが増加するため、利用が増えることが予測されます。
■今後の方針	ひとり暮らしの高齢者などの増加に伴い設置の必要性が増すため、今後も継続して実施し、地域の協力員を確保するため地域住民への理解に努めていきます。 また、緊急通報システム電話機の老朽化による故障などがみられるため、随時更新機器の確保に努めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
登録者数（人）	75	73	70	80	84	88	100

②ハートコール事業

■事業の概要	ひとり暮らしの高齢者の安否確認と健康状態、生活状況を確認するため定期的に対象者へ電話をする事業です。 町内全戸に設置されたIP告知端末により実施しています。
■現状と課題	社会福祉協議会との連携により、従事ボランティアの人材育成に努め、事業を進めてきましたが、利用者数が減少傾向にあります。 関係機関との連携などにより必要な利用者の実態を把握し、安否確認や定期的なコミュニケーションを確保するためにも、利用につなげる必要があります。
■今後の方針	ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、利用者の把握を進めるとともに、より効果的な取組となるよう社会福祉協議会との連携を進めます。また、質の高い事業となるよう従事ボランティアの人材育成に努めていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
延利用者数（人）	110	96	84	100	100	100	100

(7) 高齢者の権利擁護のための取組

認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者が、財産管理や日常生活での様々な契約などを行うときに、不利益にならないよう支援します。認知症高齢者の増加が予測され、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう権利擁護の視点から専門的・継続的な支援が必要になっています。

また、高齢者虐待などの権利侵害への対応は地域包括支援センターが中心となり、高齢者本人の生命や財産を守るため、適切な対応と専門性が求められています。

①成年後見制度推進事業

■事業の概要	成年後見制度が利用しやすく、身近な制度として活用できるように「後見実施機関（あんしんサポートセンターあつけし）」を平成28年11月から社会福祉協議会に委託して運営している事業です。
■現状と課題	「後見実施機関（あんしんサポートセンターあつけし）」の設立により、成年後見制度を必要とする町民への支援が進んでいます。今後、育成した市民後見人が活動できる体制が整備されるよう、委託する社会福祉協議会と連携し、成年後見制度を利用しやすい環境整備を推進する必要があります。
■今後の方針	社会福祉協議会と連携し、増加する認知症高齢者等が成年後見制度を必要とする際に、適切な情報の提供や支援をします。市民後見人養成研修を隔年で開催し、後見人の育成・活用を推進していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
市民後見人養成研修（人）	－	－	9	－	10	－	未定
支援対象者（人）	2	3	4	5	7	10	15

●成年後見制度の種類

類 型	任意後見制度 （判断能力のある人）	法定後見制度 （判断能力が不十分な人）		
名 称	任意後見制度	後見制度	保佐制度	補助制度
対象者	判断能力のある人	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人
支援する人	判断能力があるうちに自分で任意後見受任者を決めておく。 判断能力が衰えたときには、申立てにより任意後見受任者が任意後見人となる。	本人または親族や町長の申立てにより裁判所が選任した成年後見人	本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した保佐人	本人または親族や町長の申立てにより、裁判所が選任した補助人
		配偶者や親族、市民後見人、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職、社会福祉協議会などの法人から、家庭裁判所が本人にとって適切と思われる人や法人から選任する。		

第2章 各論

②成年後見制度利用支援事業

■事業の概要	成年後見制度の申立てにおいて、親族の支援が望めない場合に町長申立てを行います。町長申立てに掛かる費用や後見人の報酬を助成する事業です。
■現状と課題	成年後見制度が身近な制度として活用してもらうため、社会福祉協議会と連携し事業の周知を図る必要があります。
■今後の方針	事業の周知や活用を推進し、成年後見制度を利用しやすい環境に整備していきます。 また、助成金額の設定においても家庭裁判所との連携を図っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
町長申立支援人数（人）	1	1	1	2	2	2	2
報酬助成件数（件）	1	1	1	3	4	5	7

③高齢者虐待に関する取組

■事業の概要	高齢者虐待では介護負担の軽減や認知症高齢者への対応等、早期支援により予防できることも多いため、日頃から情報収集を行い、関係機関との連携により対応しています。
■現状と課題	高齢者虐待は当事者が問題を認識しない場合もあり、対応する職員の技術・資質の向上が必要です。 地域住民や関係機関における日々の見守りや、虐待についての理解を深めることも重要です。
■今後の方針	介護サービス事業者や民生委員などの関係機関と連携を図り、早期発見・対応に努めていきます。 また、高齢者虐待に関する知識の普及に努め、相談窓口である地域包括支援センター職員が、専門知識を活用し対応できるように、専門研修の受講などにより資質の向上に努めていきます。

(8) 在宅医療と介護の連携

病気を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

関係機関が連携し、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の構築を図ります。

在宅医療・介護連携推進事業 8つの取組	取組内容
ア 地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業所の資源リストやマップの作成に取り組み、情報を広く周知していきます。
イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	毎月開催する連絡会議やケース会議を通して、課題の把握と対応策を検討していきます。
ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	医療と介護を必要とするケースは、関係機関が必要なサービスを一体的に提供できるよう、体制づくりを進めていきます。
エ 医療・介護関係者の情報共有の支援	入退院時や在宅生活に必要な情報がスムーズに関係機関に提供できるよう、情報共有の取組を支援していきます。
オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域包括支援センターに相談窓口を設置し、相談支援を行っていきます。
カ 医療・介護関係者の研修	地域包括支援センターが主催する連絡会議において、多職種間での研修を行っていきます。
キ 地域住民への普及啓発	自治会や老人クラブ等、あらゆる機会を通して周知に努めていきます。
ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	釧路保健所が主催する連携協議会等において、釧路圏域での広域的な取組を必要とする課題やニーズについて検討をしていきます。

3. 介護サービスの基盤整備と質的向上

ひとり暮らしの高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しており、介護サービス基盤のさらなる整備が必要な状況となっていますが、新たな事業整備計画はなく、今後の整備の必要性について検討を進める必要があります。

また、質の高い介護サービスを確保しなければならないことから、人材の確保や資質の向上などに取り組む必要があります。

(1) 入所施設の整備と居宅サービスの確保と充実

■現 状	介護サービス基盤の整備について、必要な見込量に基づき計画的な整備を進めています。入所施設については、介護老人福祉施設が1か所、介護老人保健施設が1か所となっています。 また、居宅系の事業所について、居宅介護支援事業所は、湖南地区に1か所、湖北地区に2か所、訪問介護事業所は、湖南地区に1か所、湖北地区に2か所、通所介護・通所リハビリ事業所は、湖北地区に3か所、認知症対応型共同生活介護の事業所が湖北地区に2事業所（4ユニット）となっています。医療系事業では、訪問看護事業所が湖北地区に1か所、訪問リハビリ事業所が湖北地区に2か所となっています。
■課 題	指定管理となった特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターにおいては、より良いサービスを安定して提供できるよう、人員の確保や質の向上に努める必要があります。 また、今後も継続して事業の透明性を確保する必要があります。
■今後の方針	サービス担当者会議や地域包括支援センター定期連絡会議において、施設・居宅・医療の担当スタッフの連携や情報交換を密にし、より良いサービスの提供に努めていきます。 また、指定管理となった特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターにおいては、事業の透明性を確保するため福祉サービス第三者評価事業を継続的に活用し、その内容を町民に公表していきます。

（２）高齢者が住みやすい居住環境への取組

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、近隣とのつき合いや地域への関心が低下している中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、より住みやすい居住環境の配慮をしていくことが必要です。

■現 状	介護保険サービスにおける住宅改修では、地域包括支援センターにおいて相談や申請手続きの支援を行っているほか、居宅介護支援事業所へ情報提供を行っています。
■課 題	高齢者の住環境の特色として、持ち家率が高い反面、老朽化が進んでいるケースが多く、中には安全快適な生活に支障を来している住宅も見受けられます。 しかし、町内にはサービス付き高齢者向け住宅などがないことから、町営住宅の整備については、建設課担当部局と連携し取り組む必要があります。
■今後の方針	高齢者の暮らしやすい生活環境の実現のため、住宅改修や新築住宅における生活環境の整備において、介護支援専門員や理学療法士（ＰＴ）などの専門職や施工業者との連携を図り、住まいに関する相談に応じていきます。

（３）人材養成研修の推進、従事者の資質向上

■現 状	保健福祉サービスに携わる人材の養成や研修については、介護保険事業従事者に対する研修機会の情報提供を行うなど、技術や知識などの向上の支援に努めています。
■課 題	介護保険事業所では、介護サービス従事者の人材確保に向けた取組を行っていますが、その現状は厳しく、人材の不足は事業を運営する上で大きな課題となっています。 地域サロンや地域住民が運営する憩いの場、認知症カフェなど、新しいサービスを構築する上で専門職以外の担い手（ボランティア等）が必要となっています。
■今後の方針	各種事業の担い手と、より高度な専門性を有する人材の育成や確保に努めていきます。

（４）介護保険サービスの質の向上と確保

介護保険サービスを適正かつ円滑に実施するに当たって、次の事業などを展開・検討していきます。

①地域密着型サービス事業所の指定・指導

■現 状	地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護」は、第2期計画期間中に2事業所3ユニットが、第5期にはその施設に増床された1ユニットが指定されています。 また、第3期計画期間中には、グループホームの建物を共用とした「認知症対応型通所介護」が指定となり2事業所で実施されています。 平成26年4月には、特別養護老人ホームの2ユニットが「地域密着型介護老人福祉施設」として、平成26年7月には町外にある「小規模多機能型居宅介護」が指定されています。 施設の実地指導については、実地指導計画書に基づき行っています。
■課 題	高齢化が進行していく中で、認知症高齢者対策は社会全体として考えていかなければならない重要な課題となっており、できる限り住み慣れた地域で安心して生活し続けるためのサービスを確保することが必要となっています。
■今後の方針	地域密着型サービスの運営については「厚岸町地域密着型サービス運営委員会」からの意見を聴き、既存事業所への適切な運営に当たっての指導・監督に努め、事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう「厚岸町地域密着型サービス事業者等指導要綱」に基づき、給付及び請求の内容などに関する指導・監督を計画的に実施していきます。

②介護相談員派遣事業

■事業の概要	介護相談員が実際に介護サービスを行う施設・事業所などを訪問し、利用者や利用者の家族から介護サービスに関する疑問や不満などを聞き、事業所の職員などと協力しながら、苦情に至る事態を未然に防止し、問題解決やサービスの質の向上をめざす事業です。
■現状と課題	介護相談員として訪問する際に、介護相談員の資質と利用者及び事業者との信頼関係が必要であることから、介護相談員としての技能の向上や問題解決に向けた行政との連携強化、また、本事業の周知徹底により、利用者や利用者の家族及び事業所との信頼関係の強化や事業の普及を図る必要があります。
■今後の方針	利用者の意見や要望等を反映し、介護サービスの質の向上を図っていきます。 また、介護相談員と行政との連携による問題解決に向けた体制強化により、介護サービスに対する安心感や信頼感の向上に努めるとともに、制度の普及・啓発や居宅サービスへの展開を踏まえて事業を推進します。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
派遣回数（回）	90	72	91	96	96	96	96
相談員数（人）	5	5	4	5	5	5	5

③低所得者対策

■現 状	第1号被保険者の保険料については、所得段階別の保険料の設定により一定の配慮がされていますが、更にきめ細かく対応するために、独自に低所得者に対する減免を行っています。 また、介護サービスの利用に伴う利用料については、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減」により低所得者の利用者負担額の軽減対策を行っています。
■課 題	介護サービスの利用に伴う低所得者の負担軽減対策については、今後の国の動向や社会情勢の変化などに注視しながら、厚岸町の現状に即した対策を行う必要があります。
■今後の方針	第1号被保険者の保険料について、独自に実施している低所得者に対する減免を今後も継続していきます。

(5) 介護給付等に要する費用の適正化への取組

■現 状	介護保険の保険給付は、保険料によりまかなわれています。そのため保険給付が適正に行われなければ、保険料を納付する被保険者にも理解を得ることが難しくなっています。したがって、給付請求やその内容の確認は保険者として重要な業務です。 現在、国民健康保険団体連合会が提供する医療情報・縦覧点検・給付システムを活用した給付内容の審査を行い、必要な手続きをとるようにするとともに、サービス提供の基本となる要介護認定の適正化を実施しています。
■課 題	国が示す「介護給付適正化計画に関する指針」による適正化主要5事業の実施について、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与調査、④介護給付費の通知、⑤縦覧点検、医療情報との突き合わせ、それぞれの対応を図ることが求められています。
■今後の方針	要介護認定の適正化、住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検、医療情報との突き合わせの実施により、不適切な給付などについては是正し、介護給付など費用適正化の取組を行っていきます。 また、ケアプランの点検や介護給付費通知の方法についても検討していきます。

■介護給付費適正化事業の種類（適正化主要5事業）

種 類	内 容
●要介護認定の適正化	・要介護・要支援認定における訪問調査の保険者職員等による実施及び委託訪問調査に関するチェック等の実施
●ケアプランの点検	・居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業所からの提出、または事業所への訪問等による保険者の視点からの確認及び確認結果に基づく指導等
●住宅改修に関する調査、福祉用具購入・貸与に関する調査	・住宅改修費の給付に関する利用者宅の実態調査や利用者の状態等の確認及び施工状況の確認等 ・福祉用具購入費・福祉用具貸与に関する利用者に対する必要性の確認等
●介護給付費通知	・介護サービス利用者（または家族）に対する利用サービス内容と費用総額の内訳の通知
●縦覧点検、医療情報との突合	・給付適正化システムの介護情報と医療情報との突合帳票（入院期間中の介護サービスの利用等）による請求内容のチェック ・給付適正化システムの縦覧点検帳票（複数月の請求における算定回数の確認等）による請求内容のチェック

4. 高齢者の積極的な社会参加の推進

明るく活力に満ちた生活をするためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かすことが重要です。

元気な高齢者が社会参加できる機会を増やしていくことが、高齢者自身の介護予防としても重要です。また、支援を必要とする高齢者の「支え手」にもなるため、できるだけ身近な地域の中で積極的な社会参加につながるよう活動の支援をしていきます。

(1) 生きがいつくりの推進

①老人クラブ活動などへの支援

■事業の概要	老人クラブは、高齢者の社会参加のきっかけとなっています。また、会員相互や地域のつながりに役立つものとして、老人クラブ活動と老人クラブ連合会の活動に対し町から助成を行い、高齢者の生きがいつくりにつながる支援を図っています。
■現状と課題	近年は現役高齢者の増加や価値観の多様性などにより、老人クラブ会員の減少が進んでいます。今後は、団塊の世代が参加できるよう自主的で多様性のある活動を支援することが必要となっています。
■今後の方針	老人クラブは地域に根ざした組織であり、活発な活動となるよう情報共有など、関係機関と連携を図りながら支援を継続していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
会員数（人）	728	673	627	630	630	630	630
クラブ数（クラブ）	17	17	15	15	15	15	15

②高齢者事業団への支援

■事業の概要	高齢者事業団は、高齢者の能力と経験を活かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加が図られるよう、就業機会の提供と福祉の増進を図ることを目的としています。
■現状と課題	会員の新規加入促進や新たな事業確保など自主的な運営が求められています。
■今後の方針	今後も会員の新規加入促進に向けた取組など、高齢者事業団への支援を継続していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
事業団員数（人）	38	39	39	40	40	40	45

第2章 各論

③福祉交通回数券助成事業

■事業の概要	高齢者等の積極的な社会参加を促進するとともに、健康と福祉の増進を図るため、満70歳以上の人を対象に、くしろバスやさくらハイヤー、デマンドバス等を利用する際の乗車券（5,000円分）を交付する事業です。
■現状と課題	くしろバスに限定していた高齢者バス回数券助成事業を、平成30年度からさくらハイヤー、デマンドバスでも使用できるよう拡大し、事業名称も「福祉交通回数券助成事業」に変更しました。
■今後の方針	平成30年度から使用範囲や助成額の拡大を実施したため、今後は、住民への周知や関係機関との連携を図り、より利用しやすい事業として実施していきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
交付人数（人）	1,379	1,340	1,342	1,900	1,940	1,960	1,980

④長寿祝金

■事業の概要	高齢者に対し、長寿祝金を贈呈することにより、その長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚を図ることを目的として、満80歳、満88歳、満99歳、満100歳以上の人へ長寿祝金を贈呈しています。
■現状と課題	今後も対象となる高齢者が増加することが予測されます。
■今後の方針	引き続き長寿祝金の贈呈を行い、長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚を図っていきます。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
対象人数（人）	209	224	219	240	255	270	300

⑤元気いきいき高齢者応援事業

■事業の概要	介護認定を受けていない元気な高齢者に対し、長年にわたる健康維持や介護予防への努力を祝福するため、厚岸町商工会が発行する3万円相当のギフト券等を贈呈する事業です。
■今後の方針	平成30年度より事業を開始するに当たり、事業の周知をすすめています。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
対象人数（人）	—	—	—	30	30	30	35

第2節 介護保険の事業費の見込み

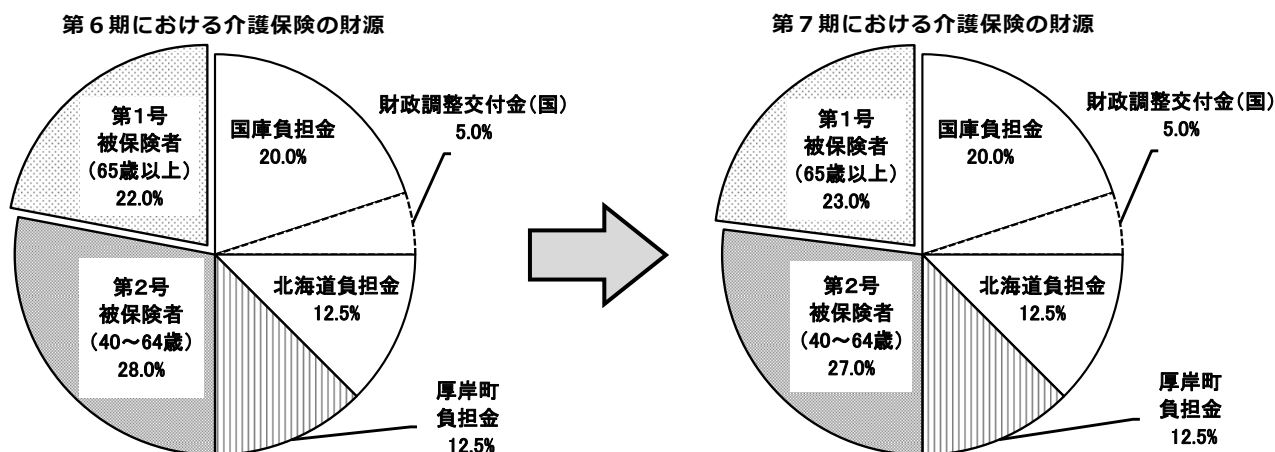
1. 介護保険の財源

介護保険の財源については、事業内容により、公費負担と対象者負担の割合が異なります。財源の内訳については、以下のとおりです。

(1) 介護保険の財源内訳

介護保険は、社会全体で支える制度としておおむね半分を公費、半分を65歳以上の高齢者と40歳～64歳の人の保険料で運営されており、その内訳は次のとおりです。

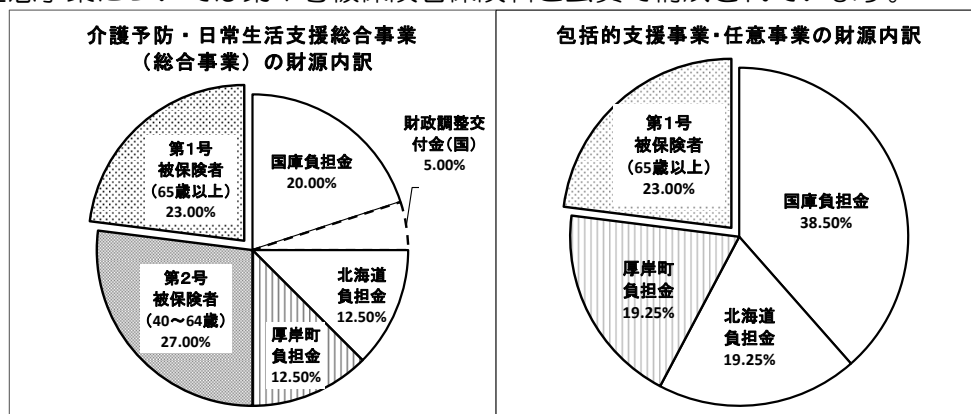
また、国の25%のうち5%部分は、調整交付金となっており、各市町村の後期高齢者（75歳以上）の占める割合が高く所得水準が低い市町村に対しては、調整交付金が5%プラス α となって増えて、プラス α 分は、第1号被保険者の負担が減るしくみとなっています。



※なお、施設系サービス費については国庫15%、北海道17.5%の負担となっています。

(2) 地域支援事業の財源内訳

地域支援事業については、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」と「任意事業」の3つの事業に分けられ、政令において一定の限度額が定められています。その財源構成は、総合事業については、現行の介護給付費と同様となっており、包括的支援事業、任意事業については第1号被保険者保険料と公費で構成されています。



注：政令において定められている限度額を超える部分については、それぞれ市町村の負担となります。

第2章 各論

◆要支援・要介護状態（おおむねの状態像）とサービスについて

介護 状態区分	心身の状態の例	利用できる サービス・事業等
非該当 (自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作（日常生活動作 ^{*1} ）を自分で行うことが可能であり、かつ、薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作（ ^{*2} ）を行う能力のある状態	総合事業
要支援 1	日常生活動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、現在の状態の悪化防止により要介護状態となることへの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態	在宅と一部施設の 介護予防サービス
要支援 2	要支援 1 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態	総合事業
要介護 1	要支援 2 の状態から、手段的日常生活動作を行う能力が一部低下し、部分的介護が必要となる状態	在宅と施設の 介護サービス
要介護 2	要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態	
要介護 3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作と手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態	
要介護 4	要介護 3 の状態に加えて、更に動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態	
要介護 5	要介護 4 の状態より更に動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態	

*1 日常生活動作：食事、椅子とベッド間の移動、整容、トイレ動作、入浴、移乗、階段昇降、更衣、排便自制、排尿自制

*2 手段的日常生活動作：電話の使い方、買い物、食事の支度、家事、洗濯、移動の仕方、外出、服薬の管理、金銭の管理

◆居宅・介護予防サービス等区分の支給限度額

認定区分	支給限度額(単位) (1か月の基準)	居宅・介護予防サービス等区分に含むサービス種類
要支援 1	5,003 単位	①訪問介護 ※介護予防は総合事業へ移行 ②(介護予防) 訪問入浴介護 ③(介護予防) 訪問看護 ④(介護予防) 訪問リハビリテーション ⑤通所介護 ※介護予防は総合事業へ移行 ⑥(介護予防) 通所リハビリテーション ⑦(介護予防) 福祉用具貸与 ⑧(介護予防) 短期入所生活介護 ⑨(介護予防) 短期入所療養介護 ⑩(介護予防) 特定施設入所者生活介護 ⑪(介護予防) 認知症対応型通所介護 ⑫(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ⑬(介護予防) 認知症対応型共同生活介護（短期利用） ⑭地域密着型通所介護
要支援 2	10,473 単位	
要介護 1	16,692 単位	
要介護 2	19,616 単位	
要介護 3	26,931 単位	
要介護 4	30,806 単位	
要介護 5	36,065 単位	
支給限度額が 適用されないサービス		①(介護予防) 居宅療養管理指導 ②(介護予防) 特定施設入居者生活介護 ③(介護予防) 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く） ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑤(介護予防) 特定福祉用具販売 ⑥(介護予防) 住宅改修

2. 介護保険サービス量の見込み

(1) 居宅サービス量の見込み

①訪問介護

■サービスの概要	ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、その他日常生活上の援助を行うサービスです。
■現 状	介護予防訪問介護は、地域支援事業の総合事業へ移行しました。利用者数、利用回数はおおむね横ばいで推移しており、平成29年9月現在の利用者は150人と居宅サービス利用者457人の約32.82%が利用しています。 利用者の介護度の構成は、要介護1の認定者が最も多く、比較的軽度の認定者の割合が高くなっています。
■課 題	比較的軽度の利用者が多い状況ですが、生活において欠かせないサービスであり、日々変化する身体状況に合わせた柔軟なサービスが必要です。 また、買い物、洗濯、薬や金銭の管理などの手段的な日常生活動作の維持改善を図り、身体介護と生活介護のバランスを考慮したサービス利用を提供することが必要です。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上、人材の育成を図ります。 ●身体状況の維持・改善や廃用症候群などの防止のため、利用者の理解のもと、利用者本人ができることは可能な限り本人が行う形でのサービスの提供を図り、自立へとつながるよう努めます。
■サービス量の見込み	要介護認定者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	435	378	209				
	介護サービス	1,720	1,692	1,637	1,668	1,740	1,776	1,956
	計	2,155	2,070	1,846	1,668	1,740	1,776	1,956
利用回数 (回/年)	介護予防サービス	2,304	2,062	1,178				
	介護サービス	21,905	20,562	20,486	20,850	21,750	22,200	24,450
	計	24,209	22,624	21,664	20,850	21,750	22,200	24,450

第2章 各論

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■サービスの概要	介護職員と看護師が要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行うサービスです。
■現 状	平成 29 年 9 月現在、2 人が利用しています。 通所サービスを利用できない重度の要介護者が在宅で生活する上で必要なサービスとなっています。
■課 題	今後、重度の要介護者の増加が予測されるため、サービスを必要とする利用者の今後の動向に注意していく必要があります。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを実施し、サービスを必要とする利用者の把握及び情報収集を行うとともに、サービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	重度の要介護者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	58	26	28	36	48	60	60
	計	58	26	28	36	48	60	60
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	195	85	81	115	154	192	192
	計	195	85	81	115	154	192	192

③訪問看護・介護予防訪問看護

■サービスの概要	医師の判断に基づいて、看護師などが利用者の居宅を訪問し、療養上の指導と診療の補助を行うサービスです。
■現 状	利用者数、利用回数は増加傾向にあり、平成 29 年 9 月現在の利用者は 15 人と居宅サービス利用者 457 人の約 3.28%が利用しています。また、利用者の介護度の構成は、要支援者より要介護者が多く、中重度の認定者の割合が高くなっています。
■課 題	利用者は中重度の要介護者が中心であり、退院後の在宅での療養、体調管理などが必要な要介護者が増加する傾向にある中で、福祉と医療・事業者間などにおける連携強化や、適切なサービス提供を図る必要があります。
■今後の方針	●医療機関との連携により、退院から在宅までの療養などをスムーズに受けられるよう連携強化を図ります。 ●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●利用ニーズの増加に合わせた専門職の確保に努めます。
■サービス量の見込み	要介護認定者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	26	24	12	24	24	24	36
	介護サービス	179	193	174	180	192	204	216
	計	205	217	186	204	216	228	252
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	162	192	105	212	212	212	317
	介護サービス	1,046	1,137	1,026	1,062	1,133	1,204	1,331
	計	1,208	1,329	1,131	1,274	1,345	1,416	1,648

第2章 各論

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■サービスの概要	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が訪問によりリハビリテーションを行うサービスです。
■現 状	利用者数、利用回数はともに増加傾向にあり、平成 29 年 9 月現在の利用者は 17 人と居宅サービス利用者 457 人の約 3.72%が利用しています。 また、利用者の介護度の構成は、中重度の認定者の割合が高くなっています。
■課 題	医療入院患者が退院後、在宅生活において機能低下が進まないよう継続してリハビリテーションが必要な場合を中心に、在宅介護と医療が円滑に連携できる環境を整えながら、通院（通所）または訪問いずれかの選択を適正にできるよう対応していくことが必要です。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスを必要とする利用者の把握に努めます。 ●訪問リハビリテーションにおいては、医療通院や通所リハビリテーションによる対応が可能な部分もあることから、サービス担当者会議などを通じて、訪問サービスの必要性を確認しながら、福祉と医療の連携強化を図ります。
■サービス量の見込み	要介護認定者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	8	16	29	36	36	36	48
	介護サービス	138	150	179	180	192	204	216
	計	146	166	208	216	228	240	264
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	28	63	125	155	155	155	202
	介護サービス	804	852	954	1,026	1,095	1,163	1,551
	計	832	915	1,079	1,181	1,250	1,318	1,753

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■サービスの概要	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
■現 状	サービス事業所は、医療機関や薬局であれば指定されたものとみなされ、人員・設備基準を満たせば実施できるものです。院外薬局の利用やグループホーム、町外の有料老人ホームなどの入居者の利用があり、平成29年9月現在の利用者は43人と居宅サービス利用者457人の約9.41%が利用しています。
■課 題	薬局や医療機関における対応が今後とも必要となる傾向にあることから、福祉と医療の連携のもと、サービスを必要とする利用者の的確な把握に努めることが必要です。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスを必要とする利用者の把握に努めます。 ●居宅療養管理指導においては、往診や通院により対応が可能な部分もあることから、サービス担当者会議などを通じて、福祉と医療の連携強化を図ります。
■サービス量の 見込み	有料老人ホームなどの入所者増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	398	450	502	516	540	552	552
	計	398	450	502	516	540	552	552

第2章 各論

⑥通所介護

■サービスの概要	要介護者がデイサービスセンターに通って、入浴・排せつなどの介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。
■現 状	介護予防通所介護は、地域支援事業の総合事業へ移行しました。利用者数、利用回数は増加傾向にあり、平成 29 年 9 月現在の利用者は 153 人と、居宅サービス利用者 457 人の約 33.48%となっています。 また、利用者の介護度の構成は、幅広い層となっています。 通所介護は、一定の時間高齢者を預かり、介護する家族の負担の軽減を図る機能や閉じこもり予防の機能も有しています。
■課 題	「運動機能の向上」「栄養改善」「口腔ケア」や日常生活における心身の活性化のために行われるレクリエーション、創作活動、機能訓練など、利用者の選択に基づくサービスの提供が必要です。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	要介護認定者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	403	275	193				
	介護サービス	1,703	1,689	1,630	1,668	1,728	1,764	1,836
	計	2,106	1,964	1,823	1,668	1,728	1,764	1,836
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	2,859	1,775	1,140				
	介護サービス	13,610	14,606	13,860	14,178	14,688	14,994	16,524
	計	16,469	16,381	15,000	14,178	14,688	14,994	16,524

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■サービスの概要	利用者が介護老人保健施設やデイケアセンターなどに通って、心身機能の維持回復のためのリハビリテーションを受けるサービスです。
■現 状	利用者数、利用回数は増加傾向にあり、平成 29 年 9 月現在の状況で 89 人の利用があり、居宅サービス利用者 457 人の約 19.47%が利用しています。利用者の構成は要介護 1・2 の認定者が多く、介護度の重度化への予防効果が期待されています。
■課 題	事業所は、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）を配置しており、運動器の機能向上が期待できることから、介護状態の重度化防止の要となります。一方で、その他の居宅介護サービス事業所と医療機関などとの連携をより一層充実させて、適時に利用できることが必要となります。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスを必要とする利用者を把握し、福祉と医療の連携強化に努めます。
■サービス量の 見込み	要介護認定者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	232	302	307	324	324	324	348
	介護サービス	807	827	754	768	804	816	876
	計	1,039	1,129	1,061	1,092	1,128	1,140	1,224
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	1,211	1,535	1,551	1,653	1,653	1,653	1,775
	介護サービス	5,509	5,772	5,386	5,453	5,709	5,794	6,276
	計	6,720	7,307	6,937	7,106	7,362	7,447	8,051

第2章 各論

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■サービスの概要	利用者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
■現 状	このサービスは、短期入所施設の効率的な利用や介護老人福祉施設の空床利用で対応しており、平成 29 年 9 月現在の利用者は 45 人と居宅サービス利用者 457 人の約 9.85%が利用しています。 利用者の介護度の構成は、要介護 1 から要介護 5 までの幅広い層において利用されています。
■課 題	一定の期間介護を必要とする高齢者が入所することで、利用者の心身の機能の維持や介護する家族の負担の軽減を図ることを目的としており、需要も増加している状況にあります。一方で、一時的に利用希望者が集中することもあり、緊急時に利用したいが空床がないとの声もあります。
■今後の方針	●高い利用意向を踏まえ、限られた施設において可能な限りの供給体制を確保するため、他の事業所と情報交換を密にし、効率的なサービスの提供に努めます。 ●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	短期入所施設の開設もなく、現状における定員制限内の利用に限られ、サービス量については横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	7	11	5	12	12	12	12
	介護サービス	392	437	505	504	504	504	504
	計	399	448	510	516	516	516	516
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	31	58	23	60	60	60	60
	介護サービス	9,128	6,180	6,975	7,056	7,056	7,056	7,056
	計	9,159	6,238	6,998	7,116	7,116	7,116	7,116

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

■サービスの概要	利用者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。
■現 状	利用者数は横ばいで推移している状況です。利用のない月もあり、年間延人数でみると平成 28 年度においては 25 人の利用となっています。 また、利用者の介護度の構成は、要支援者に比べ要介護者が多く、中重度の認定者の割合が高くなっています。
■課 題	専用施設はなく、主に介護老人保健施設の空床利用であるため、福祉と医療が連携していく必要があります。
■今後の方針	●施設を有効に活用することで利用者の心身の状況や、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。 ●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などによりサービスを必要とする利用者の把握に努めるとともに、福祉と医療の連携強化や情報提供に努めます。
■サービス量の 見込み	施設の空床利用に限られ、サービス量は横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	5	12	12	12	12
	介護サービス	22	25	21	36	36	36	36
	計	22	25	26	48	48	48	48
利用回数 (回／年)	介護予防サービス	0	0	16	38	38	38	38
	介護サービス	115	218	131	220	220	220	220
	計	115	218	147	258	258	258	258

第2章 各論

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■サービスの概要	利用者が有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設において、サービス計画に基づき入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。
■現 状	町内に特定施設はなく、町外の特定施設の増加に伴い利用も増加傾向にある中で、平成 29 年 9 月現在では 24 人の利用となっています。 また、特定施設も多様なことから幅広い介護度の人が利用しています。
■課 題	ここ数年で町外での施設整備が進み、施設を利用する人が増加しています。 当該サービスを必要とする利用者の把握と情報収集に努め、適切なサービス提供を図る必要があります。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などにより、サービスを必要とする利用者の把握に努めるとともに、福祉と医療の連携強化や情報提供に努めます。
■サービス量の 見込み	町内に新規事業所の参入はなく、町外の事業所のみの利用と考えられますが、入所者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	18	0	4	12	12	12	12
	介護サービス	186	254	276	288	300	312	324
	計	204	254	280	300	312	324	336

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■サービスの概要	利用者が日常生活を送る上で必要な用具を貸与できるサービスです。
■現 状	利用者数は増加傾向にあり、平成 29 年 9 月現在の利用者は 234 人と、居宅サービス利用者 457 人の約 51.20%の利用となっています。利用者の介護度にかかわらず幅広く利用されています。
■課 題	利用内容については、手すり、歩行器の貸与がそのほとんどを占めており、介護度や本人の状況に基づき適切に必要な人への貸与ができるよう医療・介護における連携が必要です。
■今後の方針	●利用者が福祉用具について理解することができるよう普及啓発を図ります。 ●適正な利用が行われないと自立支援を妨げることが考えられるため、妥当性・適合性を精査した利用を促進します。 ●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	要介護認定者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	478	590	734	804	876	1,008	1,308
	介護サービス	2,043	2,052	2,021	2,064	2,148	2,196	2,376
	計	2,521	2,642	2,755	2,868	3,024	3,204	3,684

第2章 各論

⑫特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

■サービスの概要	「腰掛便座」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」など貸与になじまない排せつや入浴に使用する特定福祉用具の購入費の支給が受けられるサービスです。
■現 状	利用は月によりばらつきがあり、年間延人数でみると平成 28 年度では年間で 63 人となっており、利用者の介護度の構成は、要支援 1・2 から要介護 3 までの要介護者の割合が高くなっています。また、購入される福祉用具の品目からみると、シャワーベンチ、浴槽手すりなど入浴時に使用される用具が最も多く、次いでポータブルトイレなどの用具が多くなっています。
■課 題	利用者の身体状況や住まいの状況に応じて、福祉用具が適切に活用できるよう情報提供を行う必要があります。 また、個々の状況に適した福祉用具の選定が重要であることから、介護支援専門員を中心に福祉用具専門相談員などによる、利用者の状態に合った福祉用具を選定することが求められます。
■今後の方針	●心身の変化に応じた福祉用具の購入につながるよう、介護支援専門員、福祉用具専門相談員などが連携を図りながら支援します。 ●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の見込み	一定のニーズがあり、サービス量はおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	24	23	23	24	24	24	24
	介護サービス	54	40	46	46	47	48	48
	計	78	63	69	70	71	72	72

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

■サービスの概要	「手すりの取り付け」、「段差の解消」、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」、「引き戸等への扉の取り替え」、「洋式便器等への便器の取り替え」、「その他これらの工事に付帯して必要となる住宅改修」を行った場合の費用について支給が受けられるサービスです。
■現 状	利用のない月もあり、年間延人数でみると平成 28 年度では 55 人となっており、利用者の介護度の構成は、要支援 1・2 から要介護 1 までの軽度の要介護者の割合が高くなっています。 また、住宅改修の内容は手すりの設置が最も多く、次いで段差の解消が多くなっています。
■課 題	在宅介護の環境整備の推進という視点に立ち、利用者の身体状況や住まいの状況に応じて改修が適切に行われる必要があります。 また、給付対象となる改修が限定されていること、改修費用の上限が 20 万円であることなど、制度が理解されるよう努めるとともに、利用者にとってより良い住環境となる必要があります。
■今後の方針	●利用者にとってより良い住環境になるよう介護支援専門員と改修業者が連携し、身体状況に合わせた改修を行います。 ●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	一定のニーズがあり、サービス量はおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	21	24	22	24	24	24	24
	介護サービス	44	31	40	40	41	42	48
	計	65	55	62	64	65	66	72

第2章 各論

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

■ サービスの概要	居宅介護支援は、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス（施設サービスを除く。）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。 介護予防支援は、要支援者が介護予防給付や地域密着型介護予防サービス等を利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。
■ 現 状	町内にある居宅介護支援事業所は3か所で、9人の介護支援専門員で対応しており、介護予防支援は地域包括支援センターに介護支援専門員を配置し、一部事業を委託しながら対応しています。 利用者数は、居宅サービス利用者の増加に伴い増加傾向にあり、平成29年9月現在における居宅介護支援は333人、介護予防支援は93人となっています。 介護予防支援のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護に伴う介護予防サービス計画は、平成29年度から総合事業へ移行しました。
■ 課 題	介護支援専門員は、介護サービスの調整役として重要な役割を果たしています。現在、利用者が増加傾向にある中で、支援困難なケースが増加しています。このことから、介護支援専門員はケアプランのアセスメント（課題の把握）やモニタリング（実施状況の把握）を十分に行うほか、多職種・多機関との連携が必要です。
■ 今後の方針	● 各種研修会への参加の推進や、サービス担当者会議などにより、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ● 地域包括支援センターが行う連絡会議などで、介護支援専門員への情報提供と事業者間の相互協力や連携を図り、利用者が安心して利用できる環境を整えます。
■ サービス量の 見込み	要介護認定者の増加に伴い、サービス量は増加すると見込んでいます。

■ 現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	1,219	1,229	1,180	1,180	1,192	1,240	1,440
	介護サービス	3,133	3,304	3,265	3,336	3,468	3,540	3,900
	計	4,352	4,533	4,445	4,516	4,660	4,780	5,340

(2) 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスは、認知症や要介護の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることを支援する観点から、原則として、その市町村に住む被保険者のみが利用できるサービスとなっています。

①認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

■サービスの概要	認知症状態にある利用者一人ひとりの人格を尊重し、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。
■現 状	認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を共用施設として、認知症対応型通所介護事業所があり、2つの事業所ともに原則として、1日3人を定員としています。
■課 題	認知症を理由とした要介護認定申請に関わる相談が増加しており、認知症状の緩和や家族介護の負担軽減対策も必要であることを踏まえ、その他の居宅介護サービスと連携した対応を進める必要があります。
■今後の方針	●各種研修会への参加の推進や、サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●認知症の程度によって異なるサービスのニーズを適切に把握した上で、サービスの供給体制の確保に努めます。
■サービス量の見込み	現状における定員制限内の利用に限られ、サービス量についてはおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	49	102	94	96	108	108	108
	計	49	102	94	96	108	108	108
利用回数 (回/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	348	716	862	884	994	994	994
	計	348	716	862	884	994	994	994

第2章 各論

②小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

■サービスの概要	「通い」を中心として、利用者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。
■現 状	町内にサービスを提供する事業所はなく、町外における利用が主体であり、町では、事業所所在地の市町村との合意のもと、指定した施設での1名のみの利用となっております。
■課 題	現在、町内に事業所はなく、今回の計画期間内において新規事業所の開設は予定されていないことから、今後もニーズを見極めながら整備の必要性を検討していく必要があります。
■今後の方針	●地域密着型サービスの適正な運営について、地域密着型サービス運営委員会による検討・協議を踏まえて対応を図ります。
■サービス量の 見込み	新規事業所の開設もなく、サービス量については横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
利用者数 (人/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	8	13	12	12	12	12	12
	計	8	13	12	12	12	12	12
利用回数 (回/年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	178	390	365	365	365	366	365
	計	178	390	365	365	365	366	365

③認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

■サービスの概要	平成18年度に居宅介護サービスから地域密着型サービスに位置づけられたもので、認知症の状態にある利用者が共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。
■現 状	町内には、事業所が2か所あり、ユニット方式の居住形態で1ユニット9人、4ユニット36人が共同生活をしています。 平成29年9月現在の利用者は36人と満床の利用となっています。
■課 題	認知症高齢者の増加が予測され、既存施設との連携が必要です。 また、地域密着型サービスは町が指定・監督権限を有することから、適正なサービス運営について継続した指導が必要です。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●地域密着型サービスの適正な運営について、地域密着型サービス運営委員会による検討・協議を踏まえて対応を図ります。
■サービス量の 見込み	新規事業所の開設もなく、サービス量についてはおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
利用者数 (人／年)	介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	353	435	435	432	432	444	456
	計	353	435	435	432	432	444	456

第2章 各論

④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

■サービスの概要	定員が29人以下の特別養護老人ホームで、要介護者に対する入浴や排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。
■現 状	特別養護老人ホーム心和園のユニット部分18床が、平成29年4月の指定更新時に29人以下の特別養護老人ホームとして指定されました。利用者は、平成29年9月現在で18人と満床の利用となっています。
■課 題	重度化する利用者のケアの体制に重点を置き、利用者が安心して生活できるようサービスの質の向上を図る必要があります。
■今後の方針	●管内での増床予定はあるものの待機者の解消は見込めない現状を踏まえ、入所判定を適切に実施します。 ●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。
■サービス量の 見込み	町内施設での利用は満床の状況にあり、利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	215	208	214	216	216	216	216
	計	215	208	214	216	216	216	216

⑤地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

■サービスの概要	利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の世話や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。
■現 状	町内でサービスを提供する事業所はなく、町外における利用が主体であり、平成 29 年 9 月現在の利用者は 3 人となっています。
■課 題	今回の計画期間内において新規事業所の開設は予定されていないことから、今後もニーズを見極めながら整備の必要性を検討していく必要があります。
■今後の方針	●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化や情報提供などにより、サービスを必要とする利用者の把握に努めます。
■サービス量の 見込み	新規事業所の開設もなく、サービス量については横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	0	48	38	48	48	48	48
	計	0	48	38	48	48	48	48
利用回数 (回／年)	介護サービス	0	319	275	346	346	346	346
	計	0	319	275	346	346	346	346

(3) 施設サービス量の見込み

①介護老人福祉施設

■サービスの概要	居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けられるサービスです。
■現 状	利用者は、平成 29 年 9 月現在で 56 人となっており、町内施設の 50 床は一時的な入院などにより空床になる場合がありますが、満床状態となっています。 また、利用者の介護度の構成は、要介護 4・5 の要介護者の割合が 82.1%と高くなっており、利用者の重度化が進んでいます。
■課 題	介護保険制度開始以来、入所申込者は多く、平成 29 年 10 月 1 日現在、町内・町外の施設を申し込んでいる人は 75 人おり、うち在宅者は 42 人、介護老人保健施設、医療機関、グループホームなどの施設に入所している人は 33 人となっています。介護度については、要介護 3 から要介護 5 までの人の割合が高くなっています。 また、新規入所者は、原則として要介護 3 以上に限定されることに伴い、認知症、障がいのある人、虐待などの困難事例に対応するため、国の指針に基づき、町の適切な関与のもと要介護 1・2 の人でも必要に応じ、入所できるよう適切に対応する必要があります。
■今後の方針	●管内での増床予定はあるものの待機者の解消は見込めない現状を踏まえ、入所判定を適切に実施します。 ●サービス担当者会議などを実施し、事業者間の連携強化やサービスの質の向上を図ります。 ●介護職員の人材確保及び育成を図ります。
■サービス量の見込み	今後は、介護認定者の増加傾向や重度化により、現状からは増加するものの、町内施設での利用は満床の状況から、おおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	639	683	682	684	684	744	780
	計	639	683	682	684	684	744	780

②介護老人保健施設

■サービスの概要	症状が安定した状態の要介護者が在宅復帰を目的として入所する施設で、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、その他日常生活上の世話などを受けられるサービスです。
■現 状	利用者は、平成 29 年 9 月現在で 26 人となっています。また、利用者の介護度の構成は要介護 1 から要介護 5 までと幅広く、入院先の病院から入所する傾向があり、入院中に新規の要介護認定申請がされることが多くなってきています。
■課 題	入所希望者の状況の把握や各施設の空床状況などを把握し、適切な情報提供や相談業務を行っていく必要があります。
■今後の方針	●入所希望者の状況の把握や空床状況などの情報提供に努めます。 ●サービス担当者会議などを実施し、事業者及び医療機関との連携強化を図ります。
■サービス量の 見込み	町内施設での利用は満床の状況から、おおむね横ばいで推移すると見込んでいます。

■現状・見込み

区分	サービスの種類	現状			見込み			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用者数 (人／年)	介護サービス	341	337	336	336	336	372	408
	計	341	337	336	336	336	372	408

第2章 各論

(4) 必要利用定員総数

①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

町内における事業所は、1事業所2ユニット 18人であり、本計画期間中に新たな整備はないため2ユニット 18人の推移とします。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
整備数(回)	—	—	—	—	—	—	—
必要利用定員総数(人)	18	18	18	18	18	18	18

②地域密着型特定施設入居者生活介護

町内における事業所はなく、本計画期間中の新たな整備はない状況です。

③認知症対応型共同生活介護

町内における事業所は、2施設の4ユニット 36人であり、本計画期間中に新たな整備はないため4ユニット 36人の推移とします。

■現状・見込み

区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
整備数(回)	—	—	—	—	—	—	—
必要利用定員総数(人)	36	36	36	36	36	36	36

3. 介護保険サービス事業費の見込み

(1) 標準給付費の見込み

介護サービス事業費は、個別に設定した各種サービス量の見込みに介護報酬単価及び給付実績などを踏まえ、給付率などを勘案して算定します。

①介護給付費の見込み

(単位：千円)

サービス区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
居宅サービス							
訪問介護	93,037	91,409	92,157	97,819	101,705	105,239	117,338
訪問入浴介護	2,365	1,019	974	1,367	1,810	2,267	2,267
訪問看護	7,662	8,310	7,677	8,763	9,110	9,495	10,202
訪問リハビリテーション	5,397	5,902	6,292	5,912	6,293	6,476	6,660
居宅療養管理指導	1,647	2,073	2,324	2,286	2,400	2,450	2,450
通所介護	90,333	95,124	92,249	95,227	98,520	100,140	104,721
通所リハビリテーション	31,416	32,655	29,811	31,067	32,589	33,007	35,243
短期入所生活介護	37,568	44,295	51,296	53,920	53,944	53,944	53,944
短期入所療養介護	2,418	2,256	1,230	2,319	2,320	2,320	2,320
福祉用具貸与	23,334	23,838	23,672	24,901	25,870	26,449	28,668
特定福祉用具販売	1,747	1,399	1,587	2,089	2,089	2,089	2,089
住宅改修	4,098	2,964	3,203	4,090	4,090	4,090	4,090
特定施設入居者生活介護	30,327	40,347	46,272	48,479	50,587	52,660	55,128
居宅介護支援	50,415	53,105	52,416	53,685	55,898	57,057	62,995
地域密着型サービス							
認知症対応型通所介護	1,810	3,708	4,714	4,806	5,468	5,468	5,468
小規模多機能型居宅介護	738	1,559	1,432	2,866	2,868	2,868	2,868
認知症対応型共同生活介護	110,783	112,947	115,564	112,660	112,711	115,799	118,887
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	48,682	48,543	48,333	51,748	51,771	51,771	52,685
地域密着型通所介護	0	1,755	1,590	2,014	2,014	2,014	2,014
施設サービス							
介護老人福祉施設	140,434	151,080	149,331	149,772	149,839	161,982	168,914
介護老人保健施設	84,788	87,351	79,983	78,729	78,764	88,016	97,557
介護医療院				0	0	0	0
合 計	768,999	811,639	812,107	834,519	850,660	885,601	936,508

第2章 各論

②予防給付費の見込み

(単位：千円)

サービス区分	現状			見込み			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	7,444	6,676	4,142				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	967	1,137	732	1,461	1,461	1,461	2,192
介護予防訪問 リハビリテーション	195	406	863	714	715	715	1,002
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	10,543	6,552	5,361				
介護予防通所 リハビリテーション	7,107	8,111	7,927	8,737	8,740	8,740	9,444
介護予防短期入所生活介護	126	352	120	421	422	422	422
介護予防短期入所療養介護	0	0	138	300	300	300	300
介護予防福祉用具貸与	1,604	1,864	2,362	2,591	2,822	3,246	4,219
特定介護予防福祉用具販売	688	669	696	685	685	685	685
介護予防住宅改修	1,876	2,309	2,020	2,084	2,084	2,084	2,084
介護予防特定施設入居者 生活介護	1,171	0	178	655	655	655	655
介護予防支援	5,344	5,411	5,151	5,229	5,284	5,495	6,340
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合 計	37,065	33,487	29,690	22,877	23,168	23,803	27,343

③その他のサービス事業費の見込み

(単位：千円)

区分	現状			見込み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
特定入所者介護 サービス費等給付額	35,290	34,259	32,631	36,000	36,000	36,000	37,000
高額介護サービス費等 給付額	16,548	17,894	17,038	18,000	18,000	18,000	19,000
高額医療合算 介護サービス費等給付額	2,733	3,570	4,578	3,700	3,700	3,700	3,800
算定対象審査支払手数料	1,002	888	873	1,043	1,043	1,043	1,056
合 計	55,573	56,611	55,120	58,743	58,743	58,743	60,856

④標準給付費の見込み

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計	平成 37 年度
標準給付費見込額	915,816	942,556	989,461	2,847,833	1,047,295
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	857,073	883,813	930,718	2,671,604	986,439
総給付費	857,396	873,828	909,404	2,640,628	963,851
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額	△323	△501	△512	△1,336	△545
消費税率等の見直しを勘案し た影響額	0	10,486	21,826	32,312	23,133
特定入所者介護サービス費等給付額	36,000	36,000	36,000	108,000	37,000
高額介護サービス費等給付額	18,000	18,000	18,000	54,000	19,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,700	3,700	3,700	11,100	3,800
算定対象審査支払手数料	1,043	1,043	1,043	3,129	1,056

第2章 各論

(2) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区分	現状			見込み			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費	21,996	22,069	25,988	59,477	60,088	60,088	61,842
介護予防・日常生活 支援総合事業費 (旧介護予防事業)	3,239	2,936	6,658	17,539	17,539	17,539	19,293
包括的支援事業・ 任意事業費	18,757	19,133	19,330	41,938	42,549	42,549	42,549

4. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第1号被保険者の保険料算定までのながれ

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、標準給付費、地域支援事業費の合計額に応じて、以下の流れで算出されます。

①第1号被保険者負担相当額の算出

本計画（平成30年度から平成32年度）の3年間の介護や予防に係る費用の総額のうち、第1号被保険者が負担する額（全体の23%）を求めます。

$$\begin{aligned}
 & (\text{標準給付費} + \text{地域支援事業費}) \times \text{第1号被保険者負担割合} (23\%) \\
 & \quad = \text{第1号被保険者負担相当額}
 \end{aligned}$$

②保険料収納必要額の算出

介護保険制度全体の財政調整、安定運営のため「調整交付金」の要素を加味し、また、介護保険料の引上げ幅を抑制するために「介護給付費準備基金」を取り崩す金額を差し引いたあと、予定される介護保険料収納率で除することで、第1号被保険者がまかなうべき総額を算出します。

$$\begin{aligned}
 & (\text{第1号被保険者負担相当額} + \text{調整交付金相当額} - \text{調整交付金見込額} \\
 & \quad - \text{介護給付費準備基金取崩額}) \div \text{予定保険料収納率} (0.984) \\
 & \quad = \text{保険料収納必要額}
 \end{aligned}$$

③保険料基準額（年額）の算出

第1号被保険者1人当たりの平均保険料（年額）を求めます。

$$\begin{aligned}
 & \text{保険料収納必要額} \div \text{第1号被保険者数} (\text{所得段階別加入割合補正後}) \\
 & \quad = \text{保険料基準額} (\text{年額})
 \end{aligned}$$

④保険料基準額（月額）の算出

第1号被保険者1人当たりの平均保険料（月額）を求めます。

$$\begin{aligned}
 & \text{保険料基準額} (\text{年額}) \div 12\text{月} \\
 & \quad = \text{第1号被保険者1人当たりの平均保険料} (\text{月額})
 \end{aligned}$$

第2章 各論

(2) 保険料収納必要額の算定

本計画期間における保険料収納必要額は、次のとおり算定されます。

第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は、第6期計画期間（平成27～29年度）においては22%でしたが、第7期計画期間（平成30～32年度）では23%となります。

● 保険料収納必要額の算定

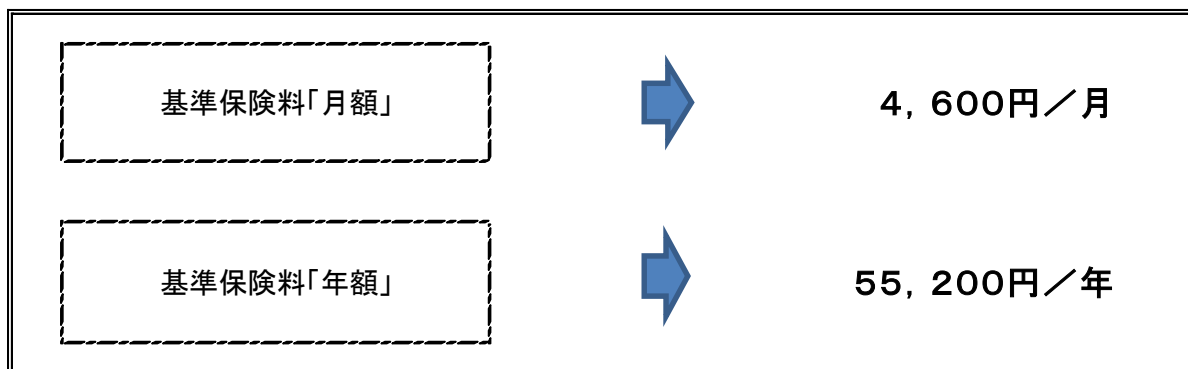
（単位：千円）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合 計
標準給付見込額	A	915,816	942,556	989,461	2,847,833
地域支援事業見込額	B	59,477	60,088	60,088	179,653
第1号被保険者負担分 ((A+B) × 23%)	C	224,317	230,608	241,396	696,321
調整交付金相当額	D	46,668	48,005	50,350	145,023
調整交付金見込額	E	80,082	80,744	83,782	244,608
介護給付費準備基金取崩額	F				119,074
保険料収納必要額 (C-(E-D) - F)					477,662

(3) 第7期介護保険料（保険料基準月額）

第7期介護保険事業計画期間における保険料基準額は、次のとおり算定されます。

保険料収納必要額	保険料収納率見込	所得段階別加入割合 補正後被保険者数	月数
477,662千円 ÷	98.40%	÷ 8,794	÷ 12月



この基準保険料は所得段階別の保険料では「第5段階」となります。

(4) 所得段階別の介護保険料

第7期の介護保険料の保険料段階は、第6期計画と同じく 11 の段階に弾力化した保険料段階としています。

所得段階については、国の基準所得金額の見直しにより第7段階と第8段階を区分する合計所得金額を 190 万円から 200 万円に、第9段階と第 10 段階を区分する合計所得金額を 290 万円から 300 万円に改めています。

低所得者（第1段階）の保険料負担の軽減については、継続して公費（国・道・町）を投入し、保険料負担の軽減を図ります。

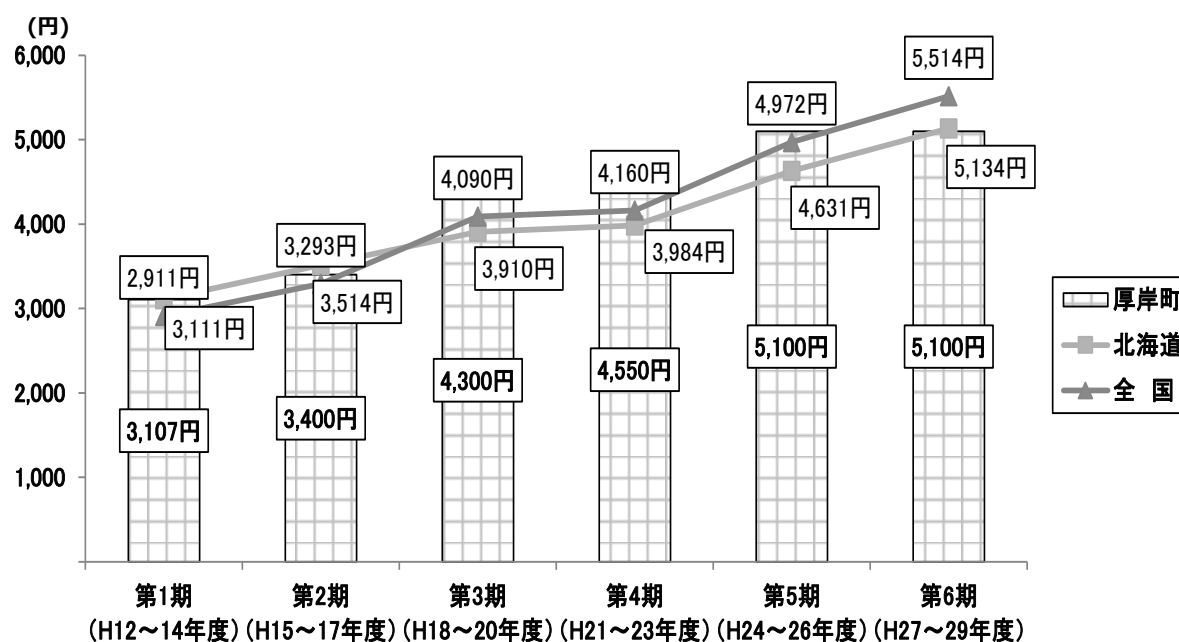
● 所得段階別保険料

(単位:円)

段 階	対 象 者	保険料率	月 額	年 額
第1段階	○老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 ○生活保護の受給者 ○世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5 (基準額×0.45)	2,300 (2,070)	27,600 (24,840)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下	基準額×0.69	3,174	38,088
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	基準額×0.75	3,450	41,400
第4段階	世帯内に町民税課税者がいるが本人は非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.9	4,140	49,680
第5段階	世帯内に町民税課税者がいるが本人は非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額×1.0	4,600	55,200
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	5,520	66,240
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.3	5,980	71,760
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上250万円未満	基準額×1.45	6,670	80,040
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が250万円以上300万円未満	基準額×1.5	6,900	82,800
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満	基準額×1.65	7,590	91,080
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.75	8,050	96,600

注:()は公費による保険料軽減後の保険料額

(5) 厚岸町・北海道・全国における保険料基準額（第1号被保険者分）の推移



単位：円

	第1期 (H12～14年度)	第2期 (H15～17年度)	第3期 (H18～20年度)	第4期 (H21～23年度)	第5期 (H24～26年度)	第6期 (H27～29年度)
厚岸町	3,107	3,400	4,300	4,550	5,100	5,100
北海道	3,111	3,514	3,910	3,984	4,631	5,134
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514

第3節 計画の推進について

1. 計画推進への取組及び推進に必要な事項

本計画の円滑な実施と進捗管理を行うため、次の取組を進めます。

(1) 計画推進に向けた全体の取組

本計画の推進に当たっては、国や北海道、関係機関等との連携を図るとともに、住民、サービス事業所、関係団体の協力が不可欠であることから、広く本計画の周知を図り、それぞれの役割を担いながら、一体となって施策の展開を進めていきます。

また、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、関連する施策の横断的な展開が必要であり、庁内関係部署と連携を図っていきます。

(2) 情報周知と住民ニーズの把握

高齢者保健福祉施策や介護保険制度の理解が深まるよう、本計画書を公表するとともに、町の広報媒体を通じて住民に分かりやすい情報の提供に努めていきます。

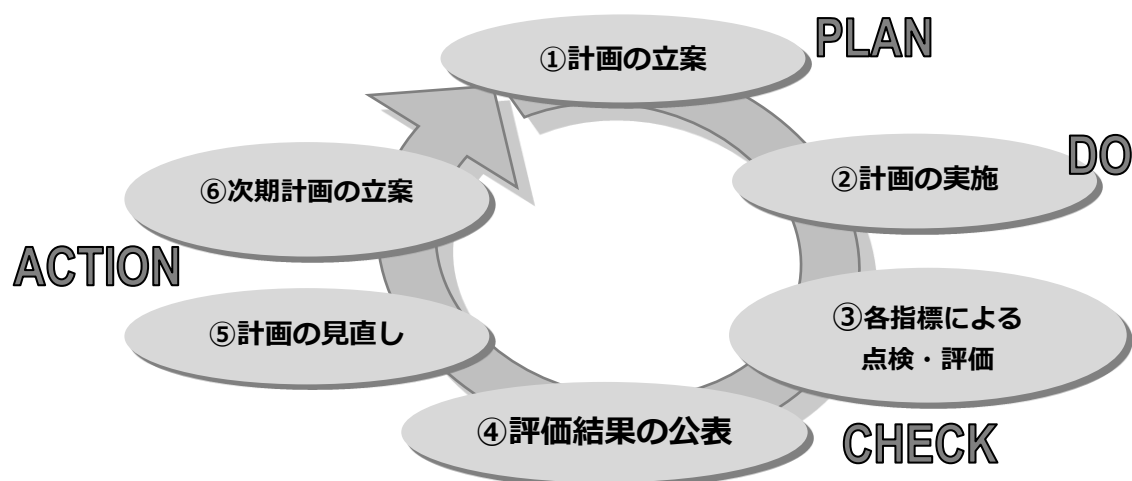
また、サービス等の必要な人に適切な情報が伝わるよう、総合相談窓口がある地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会と協同して広報・啓発活動に努めていきます。

住民ニーズの把握に当たっては、各種相談、関係機関等との連携、実態調査などを通じて地域住民のニーズや課題の把握に努めていきます。

(3) 計画の推進管理と点検・評価

本計画は、各種サービスの見込量を基礎としており、次期計画に向けた評価点検を継続していく必要があります。そのため、厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会を中心に、評価点検を行い次期計画に反映させることに留意します。

本計画の推進管理については、その実施状況の把握や評価点検等をPDCAサイクルにより行い、計画全体の進行管理を図ります。



資料編

○第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過

日 程	内 容
平成29年5月9日	第1回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 ○ アンケート調査の実施について ○ 今後の策定作業スケジュール ○ 策定部会の設置について
平成29年5月17日～	介護予防・日常生活圏域二エズ調査 在宅介護実態調査
平成29年8月30日	第1回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会
平成29年10月6日～	介護サービス事業所等の調査
平成29年11月8日	第2回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会
平成29年11月20日～	関係機関・介護サービス事業所等ヒアリング
平成29年12月26日	第3回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会
平成30年2月5日	第4回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会
平成30年2月19日	第5回厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会 第6回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 ○ 第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
平成30年2月22日	厚岸町議会議員協議会 ○ 第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
平成30年2月22日	厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）介護サービス事業所説明会
平成30年3月7日～ 平成30年3月16日	厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）パブリックコメント
平成30年3月23日	厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）住民説明会
平成30年3月27日	第7回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 ○ 第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について
平成30年3月30日	厚岸町政策会議

○厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会委員名簿

敬称略

	行政機関・団体等	所 属	職 名	氏 名	摘 要
1	町行政関係	厚 岸 町	副町長	會 田 周 二	
2		厚 岸 町 教 育 委 員 会	教育長	酒 井 裕 之	
3	保健医療関係	町 立 厚 岸 病 院	院 長	佐々木 暢 彦	
4		厚 岸 町 医 歯 会	代 表	中 村 俊 雄	
5	福祉団体等関係	厚 岸 町 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	大 野 繁 嗣	
6		厚岸町民生委員児童委員協議会	会 長	葛 西 松 子	
7		厚 岸 町 自 治 会 連 合 会	会 長	佐々木 敬 治	
8		厚 岸 町 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	副会長	奥 山 春 夫	
9		厚岸町女性団体連絡協議会	会 長	柿 崎 多佳子	委員長
10		難 病 連 厚 岸 浜 中 支 部	事務局長	山 田 澄 子	
11		連 合 北 海 道 厚 岸 地 区 連 合	会 長	天 野 彰 春	
12		身体障害者福祉協会厚岸町分会	会 長	安 達 由 圃	
13		厚 岸 町 手 を つ な ぐ 親 の 会	会 長	上 月 時 夫	
14		厚岸町コミュニケーション障害の会	事務局	室 崎 正 之	副委員長
15		厚 岸 町 消 費 者 協 会	会 長	小野寺 浩 江	副委員長
計		委員 15 名			

○第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会委員名簿

	氏 名	所 属	摘 要
1	室 崎 正 之	厚岸町コミュニケーション障害の会事務局	部会長
2	小野寺 浩 江	厚岸町消費者協会会長	副部会長
3	酒 井 裕 之	厚岸町教育委員会教育長	
4	中 村 俊 雄	厚岸町医歯会代表	
5	大 野 繁 嗣	厚岸町社会福祉協議会会長	
6	葛 西 松 子	厚岸町民生委員児童委員協議会会長	
7	佐々木 敬 治	厚岸町自治会連合会会長	
8	奥 山 春 夫	厚岸町老人クラブ連合会副会長	
9	柿 崎 多佳子	厚岸町女性団体連絡協議会会長	
10	會 田 周 二	厚岸町副町長	

○第7期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定部会開催状況

区 分	開催日	内 容
第1回	平成 29 年 8 月 30 日	計画の趣旨・策定の進め方について 介護保険法の改正等について ニーズ調査の速報について
第2回	平成 29 年 11 月 8 日	計画の骨組みについて アンケート結果とまとめについて 地域の状況について 介護サービス見込量について
第3回	平成 29 年 12 月 26 日	第6期計画の実績について 事業者ヒアリング内容について 第7期計画素案について1 【総論・各論第1】
第4回	平成 30 年 2 月 5 日	第7期計画素案について2 【各論第2】
第5回	平成 30 年 2 月 19 日	第7期計画素案について3

第 7 期厚岸町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

平成 30 年 3 月

発		行	厚岸町
編		集	厚岸町保健福祉課
住		所	〒088-1119 厚岸郡厚岸町住の江 1 丁目 2 番地
電		話	0 1 5 3－5 3－3 3 3 3
F	A	X	0 1 5 3－5 3－3 0 7 7
U	R	L	https://www.akkeshi-town.jp
